

櫻田副大臣とノワイエ フランス銀行総裁との会談  
(5月22日)



金融庁ホームページ「教えて金融庁」に子供向けコンテンツ「カネールの KIN☆YOU ランド」を導入しました。  
(5月11日)

## 目次

### 【トピックス】

- 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について……………2
- 大量保有報告制度の執行面の強化について……………3
- 金融行政アドバイザーから寄せられた意見等について……………4
- 第5回金融審議会公認会計士制度部会の開催について……………4
- 金融審議会金融分科会情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ  
「新しい電子的支払サービスの発展に向けた課題について(座長メモ)」 ……5
- 18年2月に実施した「中小企業金融モニタリング」の取りまとめ結果の公表について……………7
- 貸金業制度等に関する懇談会「座長としての中間整理」の公表について……………12

### 【特集】

- お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム(千葉)【第5回(最終回)】  
パネルディスカッション・セッション2「市民による地域社会の活性化・  
地域社会に貢献する市民のお金の使い方を考える」 ……13

### 【保険業法関連法令等改正関係】

- 保険業法施行規則等改正案(第三分野の責任準備金等ルール整備関係)……………20
- 損害保険会社におけるIBNR備金の積立ルール整備等について……………24
- 保険会社のセーフティネットの見直しに関する政省令等の概要……………27
- 少額短期保険業者(いわゆる無認可共済)向けの監督指針について……………35
- 根拠法のない共済の契約者保護ルールの導入に関する政省令等の概要……………37

【金融ここが聞きたい!】……………40

【お知らせ】……………42

【4月の主な報道発表等】……………43

## 【トピックス】

### 「金融サービス利用者相談室」における相談等の 受付状況等に関する公表について

#### 1. 経緯

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ホームページ・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一体的に対応する「[金融サービス利用者相談室（以下、「相談室」という。）](#)」を平成17年7月19日に開設し、相談業務を行なっています。

相談室に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。平成18年1月1日から3月31日における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

#### 2. 公表概要

- ① 平成18年1月1日から3月31日までの間に、9,668件の相談等が寄せられており、一日あたりの受付件数は平均158件（詳細については、[「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について（平成18年4月27日）別紙1](#)をご参照ください。）で、平成17年10月1日から12月31日までの実績（159件）とほぼ同水準となっています。
- ② 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関するものが2,444件（25%）、保険商品等に関するものが2,593件（27%）、投資商品等に関するものが3,649件（38%）、貸金等に関するものが837件（9%）、金融行政一般・その他が145件（1%）となっています。
- ③ 分野別の特徴等としては、
  - イ 預金・融資等に関するもののうち、融資業務については、融資の実行・返済についての相談等が、預金業務については、本人確認手続など預け入れ時の態勢についての相談等が寄せられています。
  - ロ 保険商品等については、保険金の支払に関するもの、保険金請求時等における保険会社の対応に関するものについての相談等が寄せられています。
  - ハ 投資商品等については、未公開株関係に関するもの、証券会社に関するもの、外国為替証拠金取引業者に関するもの、証券取引所に関するもの、電子開示システム（EDINET）の利用方法等に関するものについての相談等が寄せられています。
  - ニ 貸金等については、業者に関する登録の有無についての照会、個別取引・契約の結果に関するものについての相談等が寄せられています。
- ④ なお、受け付けた相談等の中には、検査・監督上参考となる情報<sup>1</sup>も寄せられており、利用者全体の保護や利便性向上の観点から、当該金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング、報告徴求、行政処分等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。
  - イ 貸し渋り・貸し剥がしに関するもの
  - ロ 金融機関が借り手に対する優越的な地位を利用して行った金融商品の販売に関するもの
  - ハ 保険会社の営業員等の不適正な行為（不告知の教唆、保険料の立替、無断作成契約、名義借り等）に関するもの
  - ニ 外国為替証拠金取引業者の不適正な行為（勧誘の要請のない一般顧客への勧誘、断定的判断の提供、無断売買、精算金等の返還遅延等）に関するもの
- ⑤ 相談室で受け付けた相談等のうち、主なものについては、[「利用者からの相談 事例等と相談室からのアドバイス等」](#)として、それぞれの分野から、これまでに下記の8つの事例を紹介しています。

【参考】8つの事例の内容

- イ 預金・融資等の「預金口座の不正利用に関する情報の提供」

<sup>1</sup> 検査・監督上参考となる情報の例

- ロ 保険商品等の「保険内容の顧客説明に関する相談等」、「告知義務に関する相談等」、「保険金の支払いに関する相談等」
- ハ 投資商品等の「外国為替証拠金取引に関する相談等」、「未公開株の取引に関する相談等」、「証券会社との取引に関する相談等」
- ニ 貸金等の「違法な金融業者等からの借入れに関する相談等」

なお、未公開株関係の相談等が、平成17年10月1日から12月31日までの受付件数に比べ大幅に増加(447件→985件)しています。本件については、上記ハの「未公開株の取引に関する相談等」のほか、当庁のホームページにおいて、[「未公開株購入の勧誘にご注意！～一般投資家への注意喚起～」](#)を掲載していますのでこちらも参照してください。

### 3. 今後の取り組み方針

相談室は、「金融改革プログラム」における「利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実」の施策の一環として開設したものであり、今後も、相談等の受付件数や主な相談事例のポイントを取りまとめ四半期ごとに公表する等、「金融改革プログラム」が、将来の望ましい金融システムのあり方として掲げる「利用者の満足度が高い金融システム」の実現に資するよう、相談室を適切に運営して参ります。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[『「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について』\(平成18年4月27日\)](#)にアクセスしてください。

また、金融サービス利用者相談室についてお知りになりたい(過去の公表資料を含む) 又はご意見・ご質問・情報などをお寄せになりたい方は、金融庁ホームページの「ご意見・情報を受け付けます」から [「金融サービス利用者相談室」](#) にアクセスしてください。

## 大量保有報告制度の執行面の強化について

平成17年12月22日に金融審議会第一部会に報告された[公開買付制度等ワーキング・グループの提言](#)を受け、金融庁として以下の方策を講じることといたしました。

- ・ 財務局において、大量保有報告書不提出が疑われる事案等について、関係者からヒアリングを行う取組みを継続し、悪質と思われる事案については、引き続き[証券取引等監視委員会](#)へ情報提供します。
- ・ 既に設置されている[ディスクロージャーホットライン](#)(証券取引法上の開示義務違反等に係る情報提供窓口)の案内文(金融庁ホームページ等に掲載)に大量保有報告制度違反の疑いがある事案を受け付けていることを明記するとともに、大量保有報告制度の概要も添付することとしました。

(参考)

金融審議会金融分科会第一部会 公開買付制度等ワーキング・グループ  
公開買付制度等のあり方について

7. 大量保有報告制度のあり方

(4) 大量保有報告制度の執行面の強化について

大量保有報告書については、その不提出、虚偽記載事案の捕捉等、執行の強化も重要な課題となる。このため、行政当局、自主規制機関、証券会社等の連携を一層緊密にするなどの取組みを強化することが求められる。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から [「大量保有報告制度の執行面の強化について」\(平成18年4月7日\)](#) にアクセスしてください。

## 金融行政アドバイザーから寄せられた意見等について

前年度より各財務（支）局に設置した金融行政アドバイザーより金融行政全般に関する意見等を頂戴したことから、4月26日、寄せられた意見等の概要及び金融庁としての対応方針を公表しました。

[金融行政アドバイザー制度](#)は、国民から、広く金融行政に関する意見や反響を的確に把握、収集することにより、金融行政の企画・立案及び事務運営の改善に役立て、金融行政サービスの一層の向上を図るとともに、国民への積極的な情報提供を行うことにより、金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的とするもので、平成17年3月に当庁より公表した[金融改革プログラム「工程表」](#)において設置することとしたものです。その任務は、①金融行政に関する意見等を報告すること。②金融知識の普及、金融経済教育、利用者保護策、地域密着型金融の推進に係る取組み等の金融行政に関する広報に参画することです。

今般寄せられた意見等の多くは金融サービス利用者保護への取り組み強化や地域経済への貢献を求めたものでした。これらは、金融庁としても注力すべき観点であると考えておりこれまでも種々の取組みを行ってきたところですが、今後とも、寄せられた意見等を金融行政の企画立案及び事務運営の改善の為の貴重な材料として役立てるほか、検査・監督の実務に際しても重要な情報として活用するなどにより、より一層積極的に取り組んでまいりたいと考えております

### （参考）金融行政アドバイザー委嘱状況（平成18年3月末時点）

委嘱者数は各財務（支）局5名、合計50名（うち女性18名）。内訳は次の通り。

① 金融機関の利用者（中小企業経営者等）	15名
② 商工会議所等の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等	14名
③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等	8名
④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、フィナンシャルプランナー等	13名

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「金融行政アドバイザーから寄せられた意見等について」（平成18年4月26日）](#)にアクセスしてください。

## 第5回金融審議会公認会計士制度部会の開催について

去る4月26日（水）に、第5回金融審議会公認会計士制度部会が開催されました。

金融審議会公認会計士制度部会は、平成13年～14年度にかけて公認会計士制度の改善に向けて審議・提言を行い、それが平成15年の公認会計士法改正へとつながりました。その後の公認会計士・監査法人制度をめぐる状況に鑑み、しばしの休止期間を経て、今回審議を再開することになりました。

公認会計士・監査法人による監査は、財務諸表の信頼性確保のために極めて重要な制度であり、その充実・強化が喫緊の課題となっています。こうした状況のなか、当部会においては、監査法人等のあり方について総合的な検討を行っていくことを予定しています。

監査法人等のあり方についての論点は多岐に渡るものと考えられるが、具体的な論点については、今後幅広い見地から議論を行っていただく中で集約されていくこととなると考えています。

第5回の会合においては、まず事務局から、監査法人制度等をめぐる状況について説明し、その後、自由討議を行い、委員の方々より幅広い観点からご意見をいただきました。

次回の会合では、諸外国における監査法人制度等について整理した上で、それらに基づき討議いただくことを予定しています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「第5回金融審議会公認会計士制度部会資料（平成18年4月26日開催）」（平成18年4月28日）](#)にアクセスしてください。

# 金融審議会金融分科会情報技術革新と 金融制度に関するワーキンググループ 「新しい電子的支払サービスの発展に向けた課題について(座長メモ)」

金融審議会金融分科会「情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ(以下、「情報技術革新WG」という)」(座長:野村修也中央大学法科大学院教授)は、平成16年12月に発表された「[金融改革プログラム](#)」に基づき、情報技術革新の成果を積極的に享受させ、金融インフラの利便性等の向上を実現するための法制の整備に向けた検討の一環として、平成17年10月より、計7回にわたり、いわゆる電子マネー等のプリペイド(前払い)型の新しい電子的支払サービスについて、事業者からのヒアリングによる実情把握及び課題の整理を行いました。

その議論の内容をまとめたものとして、去る4月26日に、「[新しい電子的支払サービスの発展に向けた課題について\(座長メモ\)](#)」が公表されました。

本座長メモは、これまでの情報技術革新WGにおける議論を踏まえ、主として、①サービス提供者が留意すべき事項、及び②政府において今後検討すべき課題についてとりまとめ整理されたものです。本稿ではその概要をご紹介します。

## I. 「電子的支払サービスの発展に向けた課題について(座長メモ)」の概要

### 1. 最近の電子的支払サービスの内容

電子的支払サービスには様々なものがありますが、情報技術革新WGにおいては、最近普及が進むプリペイド型の電子的支払サービスを提供する事業者からヒアリングが行われました。そして本座長メモでは、ヒアリング結果に基づき、「ICチップを利用した電子的支払サービス」と「インターネット上での電子的支払サービス」に分けて、そのサービス内容等が整理されています。

このうち「ICチップを利用した電子的支払サービス」については、交通カードやICカード自体の多機能化、コンビニエンスストア、マイレージサービス、ポイントサービス等との連携に伴い、引き続き急速な拡大を続けており、ICカード等の発行枚数も、平成18年3月現在で2,800万枚を超えています。また最近では、ICカードだけでなく、ICチップを搭載した携帯電話を用いたサービスの提供や電子的価値を利用者同士で移転するサービスも始まるなど、サービスが多様化してきています。

インターネット上の電子的支払サービスについては、電子的価値を搭載したカード等が発行されず、サービス提供者のサーバのみで利用者ごとの電子的価値が管理される点がその特徴となっています。

### 2. 電子的支払サービスの提供者が留意すべきと考えられる事項

電子的支払サービスについては、今後も様々なサービスの開発・普及が予想されますが、現在のところ、このような電子的支払サービスを包括的に規律している法制等はありません。そこで、情報技術革新WGでは、利用者保護や決済の安定性確保を通じサービスに対する信頼性を高める観点から、電子的支払サービスの提供者が少なくとも留意することが望ましい事項として、以下の5つの点を示しています。

#### (1) 契約関係等の明確化

- ・ サービス提供者は、例えば、利用者の支払債務がどの時点で消滅することになるのか、利用者とサービス提供者の責任関係などについて、利用約款において利用者にわかりやすく明記することが望ましいとされています。

#### (2) 電子的価値の金額情報の滅失・毀損等の際の取扱い

- ・ ICチップやサーバ上の電子的価値の金額情報が滅失・毀損時の際の取扱いについては、主に再発行等に関する条件等を利用約款等において明らかにしておくことが望ましいとされています。

#### (3) 情報セキュリティ及びシステム運用上の信頼性確保

- ・ 特に、サービス提供者のサーバのみで電子的価値の金額情報を集中的に管理するタイプのサ

サービスについては、ハッキングや無権限使用等の不正行為が生じるリスクが高まることが考えられることから、認証の仕組みを工夫するなどの対策を講じておくことが望ましいとされています。

#### (4) 前受金の適切な管理

- ・ 利用者から一定の資金を前受けして行う電子的支払サービスを行っている場合には、仮にサービス提供者が破綻した場合においても、極力多くの返金が受けられるような仕組みとすることが望ましいとされています。

#### (5) 個人情報の保護

- ・ 電子的支払サービスに限るものではありませんが、特に利用履歴の他の業務への活用等については、個人情報保護の観点からも取扱いには十分留意する必要があるとされています。

### 3. 電子的支払サービスに関する今後の検討課題

また、情報技術革新WGの議論においては、電子的支払サービスの普及がわが国の将来的な決済システムの姿へ影響を与える可能性があるとの意見や、利用者のニーズに応じた多様なサービスを行う上で、従来の法制上の枠組みにおいて法的な整理が難しい問題が生じつつあるとの意見も出されていたことを踏まえ、今後、利用者が安心して民間事業者から利便性の高いサービスの提供を受けられ、かつ、民間事業者の側においても利用ニーズに応じた多様なサービスを創意工夫によって発展させることができるような環境の整備を適切に進めていく必要があるとされています。

こうした観点から、政府においては、今後の電子的支払サービスの動向等を見据え、情報技術革新に伴うサービスの発展を阻害することのないよう配慮しながら、諸外国の状況等も踏まえつつ、特に以下に示した3つの課題に関して、今後どのように取り組んでいくべきかについて、引き続き検討を進める必要があるとされています。

#### (1) サービス提供者破綻時の利用者保護

- ・ 現在、電子的価値の金額情報をサービス提供者のサーバのみで管理するタイプの電子的支払サービスについては、前払式証票の規制等に関する法律の適用がありませんが、このような事業者が破綻したケースにおいて、どのように適切な利用者保護を図るべきかについて検討する必要があるとされています。

#### (2) 電子的支払サービスに関する当事者間の責任分担のあり方等

- ・ 例えば、システム障害等により金額情報の滅失・毀損又は決済の未了・遅延等が生じた場合等、電子的支払サービスに関し何らかのトラブルが生じた場合のサービス提供者と利用者等との間の責任分担のあり方については、利用者保護及び電子的支払サービスの信認確保の観点から検討する必要があるものとされています。

#### (3) 電子的支払サービスのあり方

- ・ 情報技術革新WGの議論においては、利用者の利便性の観点から、電子的価値の利用者間での移転や電子的価値の換金等のサービスが行われることにより、利用者の利便性が高まるとの指摘がありました。
- ・ 一方、これらのサービスについては、銀行法上の「為替取引」や出資法上の「預り金」などに関連する現行の法制や実務との関係を整理する必要がありますが、これに関連して、例えば、規制等のあり方を検討するに当たっては、十分な利用者保護が図られるべきとの意見や、少額であり、かつ決済システムの安定性に深刻な影響を与える懸念がないと判断される範囲でサービスを提供する場合には、その他の決済サービスとの間で、その取り扱いについて一定の際を設けるなどの工夫も一案として考えられるのではないかと、との意見も出されています。
- ・ そこで、情報技術革新WGでは、今後、政府において、こうした点を踏まえつつ、多様かつ安定した決済サービスの提供を可能とし、利用者を適切に保護するために望ましい電子的支払サービスのあり方について、積極的に検討を継続することを期待するとされています。

## II. 今後の対応

金融庁としては、サービス提供者が、本座長メモにおいて示された事項に留意して引き続き利用者保護等に配慮してサービス提供に努めることを期待しています。また、本座長メモにより、政府において今後検討すべき課題として示された各事項については、今後、情報技術革新に伴うサービスの発展を阻害することのないよう配慮しながら、多様かつ安定した決済サービスを可能とし、利用者を適

切に保護する観点から、検討を継続していきたいと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「金融審議会金融分科会「情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ」の「新しい電子的支払サービスの発展に向けた課題について（座長メモ）の公表について」（平成18年4月26日）」](#)にアクセスしてください。

## 18年2月に実施した「中小企業金融モニタリング」の 取りまとめ結果の公表について

「中小企業金融モニタリング」は、中小企業金融の円滑化に向けた取組みの一環として、財務局・財務事務所職員が、商工会議所等の協力を得て、各地域における中小企業から見た中小企業金融の実情等についての的確に把握するために四半期毎に実施しているものです。

今般、平成18年2月に実施した中小企業金融モニタリングの結果を当庁において以下のとおり取りまとめ、公表しました。

今回の調査結果について俯瞰してみると、

- ① 中小企業金融に関する最近3ヶ月間の貸出動向については、地域毎にばらつきは見られるものの、11地域中9地域において、「積極的である」、「やや積極的である」との回答が過半数を超えており、また、「消極的である」、「やや消極的である」との回答については全地域において20%を下回っています。
- ② また、中小企業金融の実情について寄せられた意見を見ると、借り手側の財務内容に応じて融資姿勢に格差が生じているなどといった消極的な意見も寄せられておりますが少数であり、概ね、各金融機関においては、担保・保証に過度に依存しない融資など前向きな動きが着実に拡大していると思われれます。

金融庁としては、今後とも本モニタリングを通じて中小企業金融の現場の声を積極的に把握するとともに、得られた情報について、金融機関の検査・監督の実施に当たり重要な情報として活用するなど、中小企業金融の円滑化に向けて引き続き努力していきます。

### 1. モニタリング聴取先について

全国47都道府県の商工会議所、商工会連合会、商工会、中小企業団体中央会、商工会議所連合会、中小企業家同友会等の経営相談に携わる者397人(206団体)からヒアリングを行いました。

団体先	聴取人数(団体数)
商工会議所	198人(86)
商工会	97人(79)
商工会連合会	61人(21)
中小企業団体中央会	31人(14)
商工会議所連合会	5人(3)
中小企業家同友会	5人(3)
合計	397人(206)

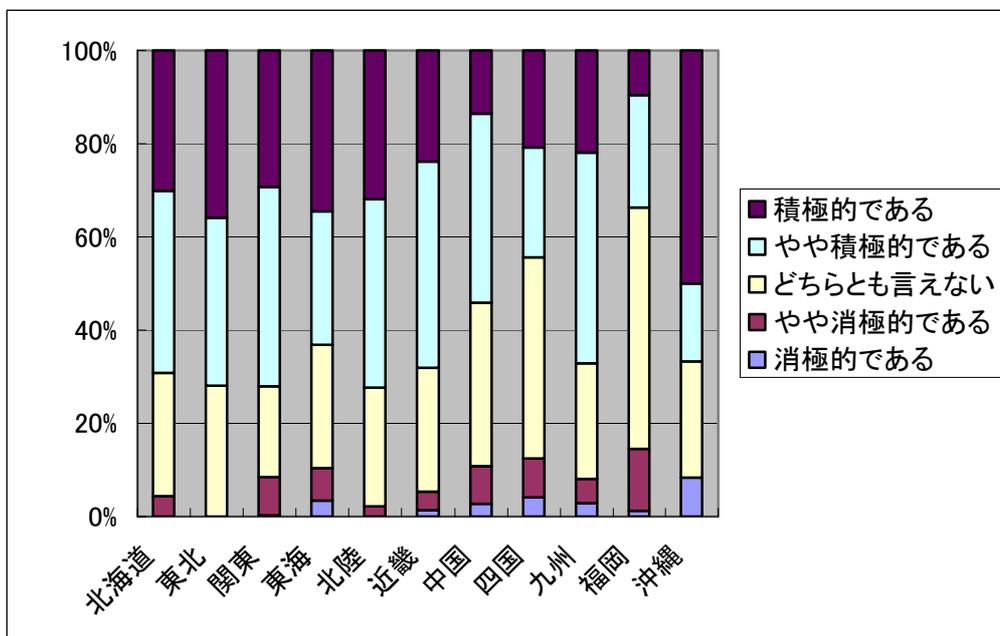
(注) 当モニタリングは毎回同じ訪問先に調査を行うといった定点観測ではないため、ヒアリング対象数、対象先が調査実施毎に異なる場合があります。

## 2. ヒアリング結果概要

### (1) 「中小企業金融に関する最近3ヶ月間の貸出動向について」のヒアリング結果概要

#### ① 地域毎の概要

各地域毎にばらつきは見られるものの、北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、九州、沖縄において、「積極的である」、「やや積極的である」との意見が過半数を超えています。また、「消極的である」、「やや消極的である」との意見は全地域において2割未満となっています。



#### ② 業態毎の概要

最近3ヶ月の動向	主要行		地方銀行 第二地方銀行		信用金庫 信用組合		政府系金融機関		全体	
1 積極的である	56	25.7%	67	18.0%	86	24.0%	137	35.7%	346	26.0%
2 やや積極的である	85	39.0%	159	42.6%	151	42.2%	120	31.3%	515	38.6%
3 どちらとも言えない	61	28.0%	119	31.9%	101	28.2%	93	24.2%	374	28.1%
4 やや消極的である	12	5.5%	25	6.7%	12	3.4%	30	7.8%	79	5.9%
5 消極的である	4	1.8%	3	0.8%	8	2.2%	4	1.0%	19	1.4%
合計	218	100.0%	373	100.0%	358	100.0%	384	100.0%	1333	100.0%

(注1) 当モニタリングは毎回同じ訪問先に調査を行うといった定点観測ではありません。

(注2) 上記表は、有効回答の内訳を表したものです。無回答及び不明は含まれておりません。

このため、聴取人数と意見の合計数は一致しません。

上記表の「4 やや消極的である」・「5 消極的である」を選択したものの理由

上記4・5の理由	主要行		地方銀行 第二地方銀行		信用金庫 信用組合		政府系金融機関		全体	
新規融資姿勢関連	1	4.8%	7	17.9%	8	30.8%	8	19.5%	24	18.9%
担保・保証関連	3	14.3%	14	35.9%	8	30.8%	5	12.2%	30	23.6%
金利関連	1	4.8%	3	7.7%	2	7.7%	1	2.4%	7	5.5%
融資条件関連	5	23.8%	9	23.1%	5	19.2%	14	34.1%	33	26.0%
審査手続関連	5	23.8%	5	12.8%	3	11.5%	10	24.4%	23	18.1%
その他	6	28.6%	1	2.6%	0	0.0%	3	7.3%	10	7.9%
合計	21	100.0%	39	100.0%	26	100.0%	41	100.0%	127	100.0%

(注) 一つのヒアリング先から複数の意見が寄せられることもあるため、上記4・5の合計回答件数

(98件) と上記表の全体の合計回答件数(127件)は一致しません。

## (2) 「中小企業から見た地域における中小企業金融の実情等について」のヒアリング結果概要

▶ 中小企業から見た地域における中小企業金融の実情等について以下の8項目を聴取しました。

- ア. 融資姿勢に関するもの
- イ. 担保・保証に関するもの
- ウ. 経営指導・創業再生支援に関するもの
- エ. 融資の際の説明態勢に関するもの
- オ. 金融機関の資質・能力に関するもの
- カ. 融資の際の審査期間に関するもの
- キ. 金利に関するもの
- ク. その他

▶ 各項目に寄せられた主な意見は以下のとおりです。

### ア. 融資姿勢の実情

- ・ 貸し渋り・貸し剥がしといった声は聞かれず、総じて積極的に融資先を開拓しようとする姿勢がある。(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡、沖縄)
- ・ 事業先へ勧誘に来ており、条件変更もすばやく対応してくれる。(北海道、関東、東海、北陸、近畿、九州、福岡、沖縄)
- ・ 支店長が定期的に商工会議所等に来訪して地域状況に関する情報収集や融資斡旋の要請をする等、積極的な姿勢が感じられる。(北海道、関東、東海、北陸、近畿、九州、福岡、沖縄)
- ・ 借り手企業の選別化によって融資姿勢に格差があり、二極化している。(北海道、関東、近畿、四国、九州、福岡、沖縄)

### イ. 担保・保証の実情

- ・ 担保・第三者保証不要の商工会等会員向け提携ローンが商品化されるなど、利用しやすい環境が広がっている。(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、福岡、沖縄)
- ・ 企業自体の業績評価を適切に行ったうえで担保・保証に依存しない融資を行っている。(北海道、東北、関東、近畿、中国、九州、福岡)
- ・ 借換時に追加担保を求められなくなった。(北海道、東北、東海、近畿、四国)
- ・ 担保評価は妥当であり、融資は積極的に行われている。(東北、関東、北陸、四国)
- ・ 従前より担保保証には過度に依存していない。(北海道、東北、東海、近畿、中国、四国、九州、福岡)
- ・ 担保以外の評価にはかなりのスキルが必要なため、担保・保証に重点を置いているのではないか。(東海、九州)
- ・ 依然として担保保証に依存した融資姿勢が見られる。(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡、沖縄)
- ・ 物的担保から人的担保へシフトしている。(東北、九州、福岡)

### ウ. 経営指導・創業再生支援の実情

- ・ 経営相談担当部署の設置等、組織として積極的に対応している。(北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、福岡)
- ・ 各々エキスパートを配置し、人材育成に努めている。(北海道、東北、関東、東海、中国、福岡)
- ・ 経営内容に踏み込み、積極的な再生計画を立てている。(北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、九州、福岡)
- ・ 中小企業診断士育成を図りつつコンサルティング業務やビジネスマッチング業務を積極的に行っている。(関東、東海、北陸、近畿、沖縄)

- ・経営セミナー開催、再生支援協議会との連携、ファンドへの出資など積極的に対応している。(北海道、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、沖縄)
- ・産学官の連携による取組みなどが進んでいる。(北海道、関東、北陸、四国)
- ・指導支援・創業再生支援まで踏み込む体制が整っていない。(北海道、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡、沖縄)
- ・積極的な指導支援・創業再生支援は行われていない。(北海道、東北、近畿、中国、四国、九州)

## エ. 融資の際の説明態勢

- ・企業、金融機関、商工会等の3者で面談することもあるなど、金融機関の説明内容は十分なものと感じている。(北海道、関東、東海、北陸、近畿、中国、福岡、沖縄)
- ・融資に際して資金使途、資金繰り、資金計画、借入限度額等について、十分な説明ができています。(北海道、関東、東海、北陸、近畿、九州、福岡、沖縄)
- ・組織として説明態勢の充実が図られていると思われる。(北海道、東北、関東、北陸、近畿、中国、四国、福岡)
- ・融資拒絶に際しても、丁寧な説明を心掛けている。(北海道、東北、関東、北陸、中国、四国、九州)
- ・リスクの説明や金融機関にとって不利なことに関する説明が不足している。(北海道、東北、九州、福岡)
- ・職員に知識がないなど、説明能力が不足している。(関東、近畿、中国、福岡、沖縄)
- ・融資拒絶の際の説明が不十分である。(北海道、東北、近畿、中国、四国、九州)

## オ. 金融機関の資質・能力の実情

- ・金融機関は職員に資格取得を促すなど、組織としての積極的な取組みがみられる。(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、四国、九州、福岡)
- ・積極的に目利き研修に取り組んでおり、企業の将来性を見る目が養われてきている。(北海道、東北、関東、北陸、中国、九州、福岡)
- ・決算書の分析、キャッシュフロー分析等の面からみて、資質、能力は十分である。(北海道、関東、東海、北陸、近畿、九州、福岡)
- ・組織として、職員の資質・能力向上のための取組みが不十分である。(北海道、関東、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡)
- ・過去の実績が重視されており、経営者の資質や企業の将来性をみていない。(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡、沖縄)

## カ. 融資の際の審査期間

- ・審査期間は短縮化している。(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡、沖縄)
- ・スピードローン等、審査期間が短い金融商品が開発されてきている。(北海道、東北、関東、東海、近畿、四国、九州、福岡)
- ・申請に必要な書類が減るなど、審査手続きが簡素化されてきている。(関東、北陸、近畿、四国)
- ・審査期間は依然として長期にわたるものもある。(北海道、東北、関東、近畿、中国、福岡、沖縄)
- ・CRD(中小企業信用リスク情報データベース)や独自のスコアリングシートなどを活用し、審査期間は最短で2~3営業日以内など、短くなってきている。ただし、一部の制度融資にかかる審査期間は約1ヶ月と長い。(関東、近畿、中国)

## キ. 金利の実情

- ・金利について特に不満は聞かれない。(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡、沖縄)
- ・金利は低下傾向であり、また他行との競合により引下げ対応してもらえる事例もある。(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、沖縄)
- ・金利の設定は信用リスクに応じて適切に設定されている。(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州)
- ・一方的な金利引き上げを要求されたとの声は、最近では聞かなくなった。(四国)
- ・金利の決定権は金融機関にあるが、申込者との交渉が不十分な場合がある。(関東、近畿)
- ・財務内容良好先も金融機関に交渉しないと、高金利を提示されることがある。(東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、九州、福岡、沖縄)

## ク. その他

- ・商工会議所等商工関係団体に対し、中小企業金融に限定することなく、あらゆる金融政策についての情報発信をお願いしたい。(東北)
- ・金融機関向けの監督はもちろんきちんに行われるべきであるが、我が国は「借金」に関しては、依然としてタブー視されている傾向があり、家庭でも学校でもきちんとした教育は行われていない。規制緩和が先行している感があり、利用者はほとんど知識武装がないまま業者の思うようにされてしまっているように見受けられる。よって、利用者への最低限の教育は、きちんに行われるべきであると考えている。(関東)
- ・多種多様な制度融資があるために企業努力が行われずまま融資を申し込むケースもあり、若い経営者が育たない面もある。(北陸)
- ・手形の割引率や貸出金利の交渉は、金融機関の言われるままになっているケースがあり、借り手側の勉強不足にも問題がある。(近畿)
- ・事業者が一度失敗(倒産等)しても立ち直ることができるシステムを構築して欲しい。また、地方でも直接金融を実現して欲しい。そうでなければ、創業も再起も難しい。(九州)

### (3) 「中小企業金融の円滑化策の浸透を示す事例について」のヒアリング結果概要

- ・中小企業金融モニタリングでは、中小企業金融の円滑化策の浸透を示す事例として、毎回、検査・監督に関する特定のテーマを設定し調査を行っています。
- ・今回の質問調査事項は、以下のとおりです。

#### 金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編](改訂版)の中小企業への浸透状況について

##### 【寄せられた主な意見】

- ・マニュアル別冊は関係機関には十分浸透していると思われるが、融資を受ける側(中小企業者)へは浸透しているとは思えない。
- ・金融機関の融資姿勢が積極的である現状においては、企業側にとって必要性が薄れているのが実情ではないか。
- ・マニュアル別冊を作成した当時とは、世情が良い方向へ変化しており、最近では話題になっていない。
- ・インターネット等を利用したPRやテレビCMなどを活用してはどうか。

### 3. 「中小企業金融モニタリング」の活用状況について

#### (1) ヒアリングの実施

中小企業金融モニタリングで得られた個別金融機関に関する情報を活用し、当該金融機関の対応方針、態勢面等についてヒアリングを行いました。

#### (2) 意見交換会における要請(金融庁での活用)

金融庁幹部と業界団体代表者の意見交換会(毎月開催)等において、中小企業金融モニタリン

グで得られた事例について紹介しています。具体的には、事業からのキャッシュフローを重視し、過度に担保・保証に依存しない融資を含む健全な中小企業に対する資金供給の一層の円滑化や、これまでの取引関係や顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた、顧客の理解と納得を得るような十分な説明の実施、金融検査マニュアル別冊の周知等について要請を行っています。

### (3) 地域金融円滑化会議の活用等（財務局等での活用）

都道府県毎に設置し、半期毎に開催している「地域金融円滑化会議」（金融当局、中小・地域金融機関及び関係業界団体から構成）や、財務局幹部等と金融機関代表者との面談など諸々の機会を通じて、顧客への説明態勢の整備や相談・苦情処理機能の強化について注意喚起を行うとともに、中小企業金融の円滑化に向けた取組みの要請を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「18年2月に実施した「中小企業金融モニタリング」の取りまとめ結果の公表について」（平成18年4月11日）](#)にアクセスしてください。

## 貸金業制度等に関する懇談会 「座長としての中間整理」の公表について

金融庁では、貸金業制度等について、平成16年1月1日に施行されたいわゆるヤミ金融対策法の附則で3年を目途に見直すこととされたことを踏まえ、昨年3月から[「貸金業制度等に関する懇談会」](#)を開催し、幅広い観点から勉強を行ってまいりました。

懇談会においては、貸金業制度等をめぐる諸問題について、関係者のヒアリングや議論を通じ、検討が深められてきていますが、去る4月21日（金）に、これまでの議論の内容や方向性について、座長として、現時点において、中間的に整理しまとめられた「座長としての中間整理」が公表されました。

貸金業制度等をめぐる諸問題については、多岐にわたる論点や多様な意見がありますが、これらについて、懇談会での様々な議論を踏まえつつ、現時点で、主要な論点、多様な意見の整理・集約、更なる検討課題等を整理していただいたことは、貸金業制度等について更なる検討を行う上で、意義があると考えています。

金融庁としては、「座長としての中間整理」で示された御意見や提案について、しっかりと受け止めたいと考えています。今後、与野党や関係当局においても、この中間整理等を踏まえて、御検討が行われていくものと考えており、最近の最高裁の判決も十分念頭に置きながら、多重債務を防止する観点からどのような道筋をとることが適切か、検討を深めてまいりたいと考えています。

中間整理においては、過剰貸付け・多重債務の防止、契約・取立て等にかかる行為規制、参入規制・監督手法等、金融経済教育とカウンセリング等、金利規制のあり方、グレーゾーンの取扱といった柱について、懇談会における議論がとりまとめられております。また、資料編においては、グレーゾーン金利とみなし弁済、利息制限法や出資法の上限金利の推移その他の資料が掲載されているので、あわせて御参照ください。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「審議会・研究会等」から[「貸金業制度等に関する懇談会」](#)、または「報道発表資料」から[「貸金業制度等に関する懇談会「座長としての中間整理」の公表について」（平成18年4月21日）](#)にアクセスしてください。

## [特集]

### お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム(千葉) パネルディスカッション・セッション2 「市民による地域社会の活性化・地域社会に貢献する 市民のお金の使い方を考える」

前号に引き続き、金融庁、関東財務局、千葉県の主催により開催した「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム～お金活き活き、まち活き活き～」について掲載します。今回は、パネルディスカッション・セッション2「市民による地域社会の活性化・地域社会に貢献する市民のお金の使い方を考える」の様式及びアンケート結果についてご紹介します。

コーディネーター **藤沢 久美 氏**

パネリスト(順不同) **神戸 孝 氏、中原 秀登 氏、板庇 明 氏、川村 崇 氏**

(藤沢) それではセッション2を始めます。今回は少し角度を変えまして、「市民による地域社会の活性化・地域社会に貢献する市民のお金の使い方を考える」というテーマで、セッションを始めてまいりたいと思います。自分のお金を増やしたり守ったりということを学んでいくときに、やはり最初に、お金をどう使うかということを考えなければいけないと思います。第2部では、お金を増やす・守るという観点ではなく、お金を使うという観点から、お話をしていきたいと思います。

～川村 崇氏(千葉銀行営業統括部業務開発グループリーダー)より「はばたけ!!元気な中小企業 千葉県版 CLO の取り組みについて」と題して発表いただいた後、川村氏を交えて次のとおりパネルディスカッションが行われました。～

(藤沢) それでは、この地域を元気にする、地域社会に貢献する市民のお金の使い方を考えるということで、パネルディスカッションを行っていきたく思うのですが、まずは今、川村さんからすばらしいお話を伺いましたので、このお話を受けて、ご感想などを頂いていきたいなと思います。まずは神戸さんから、資産運用の商品という観点も含めてお話頂ければいいなと思います。

(神戸) 色々なタイプの金融商品が出ているなかで、安心して購入できる商品が提供されたという意味はあると思います。ただし、利回りは0.4%であり、2年物の固定利付国債と比べれば高めですが、10年物の個人向け変動利付国債と比べると、残念ながら、収益性はやや見劣りします。やはり、SRI 的な投資として考えるべき

もので、地域経済をサポートする手段の1つとしての存在意義が大きいと思います。タンス預金や普通預金に置いておくくらいなら、こういった商品を購入してはどうですかという具体的な選択肢を提示したというところが、評価できるのではないのでしょうか。



(藤沢) 「収益性は？」という話もありましたが、先ほど川村さんの発表の中で、「リターンだけでない別の目的がある」ということでした。地域に役立っているというの、違う意味のリターンということだと思います。それでは、中原先生、いかがでしたでしょうか。

(中原) プレゼンでご紹介のあった千葉県版 CLO の取組みには、2つの意義があると思います。まず第1は、企業側からみて、この CLO の取組みにより、新しい資金調達の手段ができたということです。

第2は、この証券は千葉県民を中心に売られていますので、千葉県民が中心となって地元の中小企業を支援していこうという枠組みになっています。そうした枠組みの提示は、地域経済の活性化という観点から大きな意義があると思

います。

**(藤沢)** はい、ありがとうございます。板庇さんはいかがでしょう。

**(板庇)** 千葉銀行の取り組みは、県民の方々が中小企業に間接的に融資をしていることになると思います。それでは、千葉県民にとってどんなリターンがあるのでしょうか。私も0.4%という利回りは、リターンとしては非常に少ないと思います。

そうであれば、県民が資金供給をすることによって、いわゆる元気な中小企業がもっと雇を増やす、或いは、その資金を千葉県内に投下する、というようなことも、CLOのパフレットに入れないといけないと思います。千葉県民がその債券を買った場合に、千葉県が豊かになり、もっと言えば税金が下がる可能性があるなど、債券購入者の個人にとって金利以外のメリットが生じてくる可能性があるということを、できるだけ示してあげたほうがいいと思います。

**(藤沢)** なるほど、このCLOを通じて、世の中がどう変わっていくかをもっと伝えてほしいということですね。確かにそういう遠い所まで見えるようにするのは大切かもしれません。それでは、こういうリターンとは別の意義を感じる投資というのは、人気はあるのでしょうか。それとも、余り人気はないけれどお話をすると、「それはいいね」という発想になるのでしょうか。

**(神戸)** そういった意義を考えられる方は多くなってきていると思います。実際投資をする際に、何%儲かる、或いは、株主資本利益率が何%といった、数字を基準に投資対象を選ぶ方は当然おられます。しかし、それとは別の観点から、つまり、世の中のためになる会社なのか、或いは世の中のためになるお金の使い方がされるのか、という観点からお金を活かそうと考えられる方も決して少なくありません。

日本の場合、寄付はそれほど盛んではないですが、例えば今世界で一番お金持ちのビル・ゲイツさんや2番目のバフェットさんなどは、既に遺言を残されていて、自分が亡くなったときはほとんど全部の財産を寄付するというようなことを書かれておられるそうです。世の中のためにお金を活かすというところに最後にはたどり着くのかもしれません。ただ、最初から意義ばかりを振りかざしても、やっぱり金銭的なリターンとのバランスもありますから、どちらの考え方もあり得るということだと思います。

今回のCLOというのはまだ実験段階だと思いますが、こうした取り組みに意義があると思われる方が、サポーターとしてCLO、ファンドを買

っていくという流れが定着してくると素晴らしいと思います。



**(藤沢)** CLOの商品について、様々な提案ができました。このまま話を続ければ、新たな商品開発ができそうですね。ところで先程、川村さんは実際に販売されるときに、投資教育の部分も意識したというお話をされたのですが、具体的にどのような投資教育をやられましたか。

**(川村)** 2回目のCLOの時に、近隣の皆様を募って勉強会を実施しました。その際、そもそもCLOとは何か、また、その意義・役割は何かという所から入って行きました。単に利回りだけを見て金融商品の購入を判断されるような方だと、なかなか買いにくい商品なので、そこはやはり目的や意義を分かってもらわないといけないからです。実際、目的や意義を理解していただいた方には投資してもらえたのではないかと思います。

そういう意味で、2回目のCLOの時に堂本知事に自ら買っていただいて、投資というのはただ単にリターンを追求するものだけではないということを実践していただいたというのは大きかったと思います。

**(藤沢)** はい、ありがとうございます。なぜやるのかをきちんと共有しなければいけないということですが、本当に大切なことだと思います。第1部のディスカッションでも、神戸さんには、まずは何のために運用するのか、何のためにお金を管理するのかという、ゴールを考えることが大切というお話をいただいたと思います。また、板庇さんからは、お子さんに勉強を教える際に、まず、「あなたは誰?」、「何のために生きているの?」というような、人間としての根本的な目標のようなものを考えさせるというお話がありました。そして、川村さんのお話を聞いて、お金にかかわっていくうえでは目的を共有することが大切なのだということを改めて思いました。川村さんにもう少し伺いたいのですが、実際に投資信託をお買いになった個人の方とい

うのは、融資先の企業のことは分かるのですか。それとも分からないのですか。

**(川村)** 分かりません。融資先の中小企業はかなりの数ありますので、1社1社見るわけにはいかないと思います。従って、そこはディスクローズされません。その代わりとしましては、自己資本比率が10%以上といった融資条件をクリアしている中小企業向けの融資の集まりであるといったことをディスクローズしています。また、実際、信託受益権を購入する形で運用しているのですが、これに最上級の格付け(AAA)を取得しているということディスクローズしています。

**(藤沢)** なるほど。ありがとうございます。要するに投資をする際、株であれば自分でどの企業に投資するかを考えますが、その部分に関しては金融機関にお任せをしているということですね。

少し話の観点を変えさせていただきますが、金融に関する教育を行う場合、例えば起業家教育のように投資される側の話はするのですが、誰かを応援しようという話は意外に少なかったりします。こういう実際の例をご覧になって、応援される側、応援する側の両方の観点が大事だと思うのですが、板底さんにこのあたりの整理をお願いできればと思います。

**(板底)** 消費者として賢くなろう、騙されないようにしようという消費者教育が盛んですが、私は前々から異なる考えを持っておりまして供給者教育が先になされるべきだと思っております。子供たちが供給する側に回り、商品がどう作られたり、仕入れられたり、どう供給されたりするのかといった供給する側の論理が分かれば、自然と賢い消費者になります。その商品の値段がどうやって付けられているのかを体感して分かるからです。

消費者教育から入って供給者教育を行うのは非常に能率が良くないと思っています。従って、投資教育に関しましても、先に投資してもらう側の学習をしてから、投資する側の学習をすれば、必ずまともな投資家になると思います。私はいつも順番が逆になっているなと思っています。

**(藤沢)** 確かに、相手の立場に立ってみるというのはすごく大切なことで、投資をする場合に、投資される側に立ってみると、きっと違うものが見えてくるかもしれません。

先程の川村さんのプレゼンテーションの中で、企業の方もこのCLOの制度ができたおかげで、新しい経営目標を持つようになったという話がありました。このように融資をされる側の中小

企業にとって、こういう制度ができるのは非常によいことではないかと思うのですが、中原先生、このあたりはいかがですか。

**(中原)** もちろん、こういった基準というのは、企業にとって具体的な数値目標となり、大きな意味があると思います。ただし、自己資本率、或いは経常利益をあげているような企業というのは、逆にいうとお金を借りないでも、自分で十分にやっていけるような体力のある、優良な中小企業ともいえます。逆に、赤字が出ているような企業こそが支援を必要としています。

ところで、財務的に厳しい中小企業の経営者の方から、事業転換のための資金調達を図りたいというお話を聞くわけですが、事業転換というよりも、まずは財務状態を何とかしなければ駄目ではないのですかということをおし上げます。こうした中小企業は、多重債務を抱えている場合も結構ありますが、現在は信用保証協会が付いた借り換え制度もあります。多重債務となると、月々の返済がばらばらで運転資金も苦しくなりますが、借り換えると、返済がある程度均一になって事業計画が立てやすくなります。このように、中小企業といっても色々な状況にありますので、中小企業それぞれが今本当に何を必要としているのかを、県或いは支援機関を通じて、ぜひとも把握していただきたいと思えます。

**(藤沢)** ありがとうございます。まさにコミュニケーションが重要というお話でした。このあたり、いかがですか、川村さん。実際にCLOを組まれて、もっとハードルを低くして、中小企業を支援してあげなければいけないのではないかなという事は思われませんか。CLOというのはリスク分散もききますからね。

**(川村)** そこは組成する側とすれば悩ましいところですね。これは証券を発行して投資家に買ってもらうスキームなので、投資家がいないと成り立ちません。従って、投資家に買ってもらうには、高いリスクをとれば高いリターンが必要となります。これは、中小企業の側からみると高い金利で資金を調達することになります。そして、資金の取り手と出し手のちょうどバランスをとったのが今回の商品ということです。

実は、参加要件については非常に悩みました。千葉県ともご相談しましたし、保証協会ともかなり議論をしました。中小企業の方に幅広く利用していただきたいが、金利はある程度抑えていかなければいけないということで、実際に出せた条件というのが現在の商品となっております。本当は参加要件をもっと低く下げたいという気持ちはあるのですが、どうしてもこのスキ

ームを作るなかでは、あれが目一杯のところだったということです。

**(藤沢)** ありがとうございます。融資について、リスクとの兼ね合い、金利との兼ね合いを考えながら商品化するというのは、大変難しく、様々な工夫が必要なのかもしれません。融資ではなく投資であればどうかと考えたりもします。最近、投資で地域を支援する「ご当地ファンド」が話題に上りますが、神戸さん、地域に株式投資というのはいかがですか。

**(神戸)** 確かにご当地ファンドと呼ばれるファンドは増えてきていますが、実際に中身をみてみると、必ずしもその地域の企業にお金が回っているとは限らないようです。例えば、ある地域に工場が1つある、或いはその地域が発祥の地である、といったことで、ご当地ファンドに組み込まれているケースもあり、もう少し洗練されていないとわかりにくいと思います。現状では、顧客にアピールしやすい金融商品はないかという金融機関側のニーズと自社商品を取扱ってもらいたいという運用会社側のニーズの方が優先しているように思います。生活者側のニーズというのは、まだ反映されていないというのが正直なところではないでしょうか。

やはりある程度明確なビジョンが必要だと思います。CLOもそうだと思うのですが、これは何のためにやっているのかということを示さないといけないと思います。投資対象の顔が見えないならば、先ほど板庇さんが仰ったように、投資対象となる企業全体で県内の雇用が何人増えました、或いはそれらの企業からの税収がいくら増えました、というのがリターンだという考え方もあります。

そうでなければ、もう少し顔が見える、或いは因果関係がはっきりするというようなものでないと、次々にご当地ファンドが生まれてきても、なかなか受け入れられにくいという気がします。

**(藤沢)** ありがとうございます。板庇さんが深く頷いていらっしゃいましたが、ご意見がおりですか。

**(板庇)** 共感しました。この仕組みのビジョンは「千葉県が豊かになる」ということであるべきだと思います。今日はお金の話なので、「豊かになる」の意味は「経済的に豊かになる」という意味になります。千葉県が豊かになるということは、千葉県以外からお金が入る、若しくは優秀な人材が来て付加価値を生むということしかないわけです。従って、融資先の中小企業の評価ポイントに加えていただきたいのが、企業の従業員に占める千葉県民の割合、千葉県内

からの仕入れの比率、千葉県外への販売比率といった指標です。要は千葉県以外からお金が入ってこない、千葉県は豊かにならないわけですから、そういった評価ポイントを少し入れていただいて、それでも融資が難しければ、金利も上げていただいて、取り組んでみてはどうかと思います。

**(藤沢)** いいアイデアですね。川村さんいかがですか。

**(川村)** 実務者としては、なかなか難しいと思います。1社1社、全部調べなくてはいけないわけですから、それは大変な作業が必要だと思います。

**(藤沢)** 中原先生、いかがですか。こういうスキームができれば企業側としてはどうですか。

**(中原)** このCLOだけでなく、株式も同じですが、お金を出すということは必要条件なのでしょうが、お金を出した後の経営面や人材面でのフォローということも重要ではないでしょうか。お金を出した中小企業に金の卵を生むような企業へ、或いは事業へ成長させていかなければいけないわけですから。お金を出したらそれで終わり、ということではいけないのではないのでしょうか。今後、資金拠出後のフォロー態勢が問われるのではないかと考えています。



**(藤沢)** 今日のテーマの大切なポイントをお話いただきました。投資をした後に、そのお金が企業でどう使われて、成長の原動力になっているのかということが大切です。金利が返ってくるからよいということではなく、上手に使われて、千葉県の成長につながっているかという点についても知りたいことだと思います。

さて、次に、CLOのような地域を支える金融商品というものが、金融経済教育の道具になり得るかというあたりを議論していきたいと思えます。神戸さんは、いかがお考えですか。

**(神戸)** あるアメリカ人が、「日本のビジネスマンのモラルは非常に素晴らしいが、投資家、株主のモラルは疑う。」と言ったそうです。「どうしてそう思うの？」と尋ねたところ、「アメリ

カ製と日本製のハンディパソコンを比較すると、アメリカ製には裏側に必ず鎖で机につないでおく部分がある。なぜならアメリカのビジネスマンは会社のものを平気で持って帰ってしまう。日本人でそんな人はいないので、オフィスに行っても鎖で結んでいない。これだけとって日本のビジネスマンのモラルはすばらしい。一方、アメリカと日本の株主を比較すると、例えばアメリカでは、コンパックという当初はベンチャー企業であった会社がパソコンを作り続け、ついに IBM を抜いた。なぜコンパックがそこまで大きくなったかといえば、安いコンピューターを作ってくれたコンパックをアメリカ人皆が応援して、商品を買ったからだ。株主になった人も多い。一方、日本では、当時、エアドゥとスカイマークエアラインが参入して羽田―福岡、羽田―札幌便の航空運賃が安くなったが、JAL や ANA が対抗値下げをすると、エアドゥやスカイマークエアラインの利用者が減ってしまって経営が苦しくなった。せっかく自分たちにとって役に立つ、安い料金を実現してくれた会社を皆で応援しようとしなさい。日本人には、投資というものの本質を理解していない人が多いようだ。」という答えが返って来たそうです。

私は、サポーターとして企業を買うという考え方は投資教育にそのままつながっていくと思います。国にとって或いは千葉県にとって役に立つ会社なのかということを考えていく先に、投資があるわけです。従って、当然、因果関係があると思います。

**(藤沢)** そう考えると、中原先生、企業側も、県民の方や投資家の方や融資してくれる方々に、もっと自分たちがこの地域のためにこんなに役に立つ或いは役立ちたいと思っているということをアピールしなければいけないと思うのですが、このあたりは中小企業というのはどうですか。



**(中原)** 中小企業に限らず、地域に根ざした活動への資金の拠出というのは、3つの範疇に分

かれると思います。1つは、純粋な民間企業、或いは事業に対する出資です。これは、高いリターンが要求されます。次に、80年代以降だんだん根づいてきたコミュニティ・ビジネスに対する出資というものがあります。これは、まずまずの配当があればいいというものです。最後に、NPO 的な、ボランティア的な活動に対する資金提供で、これは配当を求めません。

確かに地元の民間企業への出資というのは、当然地元のための資金循環ということになるのですが、一般的な住民としては、自分や地元社会に役立つためにお金を使うという意味で、コミュニティ・ビジネスに対する関心度が高まってくるのではないかと思います。例えば、介護施設に入ろうとすれば、実際、民間で料金が高い所か、或いは安い場合には順番待ちということになります。そこで、規制以外のところまでも地元である程度ボランティア的にきめ細かいサービスを提供していくコミュニティ・ビジネスというのが当然必要になってきます。

仮に、私がそういうサービスを必要だと思えば、コミュニティ・ビジネスへ出資します。それは出資した分の金銭的リターンを得ようということではなくて、そういうビジネスが必要だから投資するのです。従って、地域の銀行にお願いですが、そういったビジネスに対する資金的な支援というものが、リレーションシップ・バンキングの観点からも必要になってくるのではないかと考えます。

**(藤沢)** ありがとうございます。金融機関というのは、社会を創造するために生まれてきているわけですから、やはり我々の生活に必要な会社をどう支援していくのかということ考えていかなければいけないのではないかと思います。先程神戸さんから、役立つ会社に投資をする、役立つ会社で買い物をするという事を考えていかなければいけないというお話があったのもそうですが、まさに本日のテーマであるお金の使い方ということを改めて考えさせられるご意見を頂きました。

それでは、板庇さん、起業する側の立場で考えても、やはり社会に役立つ会社をやろう、サービスをしようという発想も必要だと思いますがいかがですか。

**(板庇)** そうですね。千葉県が豊かになるためには、開業率が高くないといけないと思います。起業家が増えれば千葉県は豊かになります。起業家が出てきたとしても、その起業家が短期間で失敗して倒産したらどうするのかという人もいますが、倒産しても豊かになります。創業から何十年も経っている「守りタイプ」の

中小企業のオーナーと違って、起業家は「攻めのタイプ」で短期間に大きな資金を使いますので、経済自体は良くなります。起業家の輩出が多ければ多いほど、千葉県のキャッシュフローは良くなるということにつながります。

そのために、何かをやらなければいけないのですが、英国に行って非常に感心したのは、コミュニティ・ビジネスや起業家教育というようなことを大学が中心になってやっています。日本もそれを真似て大学でやっているわけですが、英国と決定的に違うのは、英国では、現役の大学生が起業家教育を受けた後にビジネスプラン・コンテストを行って、その中で優秀な成績を取った学生に対し、大学自身が何か仕事を発注します。例えば、キャンパスを掃除する仕事や大学のパンフレット作成の仕事を、その大学が輩出した起業家に発注します。その起業家は発注を元に会社を設立します。その会社は設立当日から売上げが上がるわけです。

日本の大学の関係者に同様のことをやってみてはどうかと主張しましたが、答えは全部ノーでした。この学生への発注すら実行できないようでは、起業家輩出はうまく行かないでしょう。いくら机上で教えても効果は限定されると思いますので、早くそういうことをする大学が出てきてほしいと思っています。

**(藤沢)** お三方のお話を伺っていると、共通点は、それぞれの方が、新しいものや地域のためになるもの、社会に役立つものを応援する気持ちで、お金を使うということを考えなければいけないということではなかったでしょうか。まず私たちは金融経済教育、投資教育について考える前に、自分のお金を使うと、そのお金がどのように世の中に役立つ事業、サービス、商品につながるのかということを考えることが必要で、これがもしかしたら、新しい金融経済教育であったり、地域を元気にしていくための第一歩であったりするのかなとお話を伺いながら感じていました。

最後にパネリストの方に一言だけお言葉を頂いて終わりにしたいと思います。一言ずつ、皆様にメッセージを頂ければと思います。

**(神戸)** 私は民主主義の典型的な姿はスポーツの世界にあると思います。ルールというのは、時代と共に変化するのですが、与えられるものではなくて実は参加者が決めています。そのルールを守ってフラインプレーをすると、拍手喝采を浴びます。その代わりに、ルールに違反したらペナルティが与えられ、ひどい違反は退場です。今回のライブドア問題もその部分が問われています。ルールがきちんと守られる環境、社

会であれば、いい意味の投資も、或いはお金の使い方もできるのではないかなと思います。そのルールを作っていくのは参加者、つまり皆様方なので、お一人お一人がその意識を持っていただけるとありがたいなと思います。

**(中原)** 最後に、透明性、情報公開という話が出たわけですが、そこで注意していただきたいのは、一般に公開される情報というと、通常バランスシートを連想して、収益、売上、安全性という数値だけに目が行き、その透明性を出せばいいのではないかと考えがちです。しかし、それに加えて数値をもたらず前提となる事業計画、或いは事業目標といったものが何なのかを、しっかりと把握することが重要ではないかということを示述べておきます。

**(板底)** 金融経済教育の入口として何をしたらいいかという話がありましたが、子供と遊びながらやってもいいので、1万円でも3万円でもとにかく株を買ってみる。そうすると、当事者意識が芽生え、毎日毎日新聞を読むようになります。株が上がったり下がったりするのには理由がありますが、その理由を知るために金融経済を勉強せざるを得なくなりますので、株は入口としていいと思います。

もう1つは外国為替も面白いかなと思います。毎日、円・ドル相場は動いていますが、例えばドルを100ドル持ってみることによって、興味が湧きます。為替を理解するには、金融経済を理解しないと行けないので、勉強する気になります。

**(川村)** 色々ご意見いただいて、本当に企業の透明性というのは、とても大事だなと感じました。やるかどうか分かりませんが、次回CLOを組む時があれば、是非そういったことができるように考えていきたいと思っています。そのためには、中小企業の社長さん方の積極的に情報を開示するという心掛けも、大事になってくるのかなと思います。

もう1つ、一般の方々が、中小企業がどういう企業かを判断する材料はないと思います。先程中原先生からお話がありましたが、決算書だけでは分からないですし、事業計画も見なくては行けませんし、それだけでは実際どういうことをやっているのか分からないと思います。本当はそういったものをトータル的に判断するような機関も必要なかなと思います。

**(藤沢)** ありがとうございます。透明性は大事です。しかし、それと同時に私たちも知りたいという意欲をもつこと、そして与えられた情報を理解する知識を身につけることといった努力が必要かもしれません。本日は本当に幅広い

観点からたくさんのお話をいただきました。大変貴重なお話をいただきましたパネリストの方々に拍手を頂ければと思います。どうもありがとうございました。

### 「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」アンケート結果のポイント

シンポジウム当日は、参加いただいた皆様に対して、シンポジウムの感想等についてのアンケートを実施し、参加者 256 名のうち 143 名（56%）の方から回答をいただきました。その概要をご紹介します。

#### （回答者の属性）

- ・ 年齢別：40 歳代 30%、60 歳代 25%、50 歳代 23%、30 歳代 12%、70 歳代 5%、20 歳代 4%  
その他

#### （回答結果概要）

- ・ シンポジウム全体の印象は、「有意義であった」、「どちらかといえば有意義であった」が 91%となっており、「今後も機会があれば参加したい」という意見も多く寄せられました。
- ・ 金融経済知識習得の必要性については、「感じた」、「どちらかといえば感じた」とする回答が 95%、また、投資に対する学習意欲・投資意欲についても、「湧いた」、「どちらかといえば湧いた」とする回答が 75%を占めており、金融経済知識習得、投資学習の必要性等について十分認識していただけた結果となっております。
- ・ また、地域のコミュニティ活動につきましても、「関心をもった」、「どちらかといえば関心をもった」とする意見が 84%であり、地域での取組みにも高い関心が伺えます。

#### （主な意見）

- ・ 知識がない人にとってとてもよい勉強になった。今後も続けて欲しい。
  - ・ リスクなどについて勉強しなければと考えさせられた。
  - ・ 正しい金融経済教育が浸透すれば企業や地域社会などの持続的成長につながっていくと感じた。
  - ・ 地域経済活性化と金融経済教育を組み合わせたテーマは面白い。見方、考え方が広がり参考になった。
  - ・ 地域の企業に役立つ方法がわからなかったが、少しみえてきた。
- など肯定的な意見の他、
- ・ 金融セッションと地域セッションのギャップが大きい。
  - ・ シンポジウムのテーマ、対象者を絞って行うべき。
  - ・ 年代別に効率的に開催してほしい。
- とのご意見もございました。

アンケートの結果、シンポジウム全体の評価は概ね好評であったものと思いますが、運営面に関し若干ご意見をいただきました。今後、今回いただいたアンケートの結果を参考にしていきたいと考えています。

# 【保険業法関連法令等改正関係】

## 保険業法施行規則等改正案(第三分野の責任準備金等ルール整備関係)

第三分野の保険商品における責任準備金の積立ルール等を新たに定め「保険業法施行規則」、関係「告示」、「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正を行いました。

### 1. 第三分野商品の特徴と動向

第三分野とは、医療保険、がん保険、介護保険などの疾病や傷病を事由とした保険金や治療のための給付金が支払われる分野を指します。

従来、第三分野商品については大手国内生命保険会社では単独販売が認められないなど算入に制限が設けられていましたが、2001年1月以降段階的に解禁され、死亡保障中心であった保険契約者のニーズが医療や介護といった生存保障へ変化していることに伴い急速に売り上げを伸ばしています。平成16年度には、年換算保険料でみて、3兆5千億円を超えており生命保険会社でみると保有契約の2割を超える状況となっています。

### 2. 問題の所在と対応

少子高齢化社会が進行する中で、医療保険や介護保険等の商品は保険契約者のニーズが高まっていますが、医療政策等の外的要因や保険契約者の想定外の行動の影響を受けやすく、また、わが国では終身保障タイプの商品が多いこと等から長期的な不確実性を有していると言われていました。

このような状況にもかかわらず、第三分野商品は商品内容が多様であり、十分なデータの蓄積もないことから標準死亡率、参考純率といったスタンダードな指標が存在しておらず、公的なデータや各社の実績等から給付事由ごとその発生率を見込まざるを得ないのが実情です。

したがって、第三分野の保険事故発生率に関する不確実性に対しては、各保険会社において、標準責任準備金による積立を行った上で、発生率の事後的な検証により対応していますが、発生率の事後検証の方法、検証後の対応については、各社の判断に委ねられているのが現状です。一方、危険準備金については、リスク係数が一律・機械的に定められているため、各商品のリスクが危険準備金に適切に反映されていないという問題もあります。

このような問題意識から、保険会社において適切なリスク管理が行われ、将来の債務履行のための積立が可能となるよう、「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等に関する検討チーム」の検討結果を踏まえ以下のような積立ルールを整備することとしました。

### 3. 積立ルール等の概要

#### (1) ストレストテスト、負債十分性テストの実施

- 第三分野保険の保険事故発生率の不確実性に焦点を当てた「ストレストテスト」、「負債十分性テスト」の実施により、責任準備金の十分な積立水準を確保する新たな事後検証の仕組みを導入することとしました。

##### ① ストレストテスト

- 毎決算期に、商品ごと予め設定した予定事故発生率が十分なリスクをカバーしているか確認するものです。実績の保険事故発生率等に基づいてテスト実施期間(10年間)の発生率に関するリスクの99%をカバーする発生率(危険発生率A)を予測し(図1)、将来発生する保険金額(図2-A)と予定発生率に基づく保険金額(図2-P)を比較して、予定発生率に基づく保険金額が大きければ保険料積立金が十分と判断(図2-ケースI)します。
- 第三分野の保障内容やリスクの範囲が多岐にわたっており、商品により異なっていることから、保険事故発生率の将来予測において、どのようなモデルを設定するかは、保険会社が合理的に見込むこととします。

図1 将来の保険事故発生率の予測のイメージ  
(予定発生率が十分なケース)

※ 将来の発生率を推計する際には、年齢・経過年数等を考慮する必要があります。

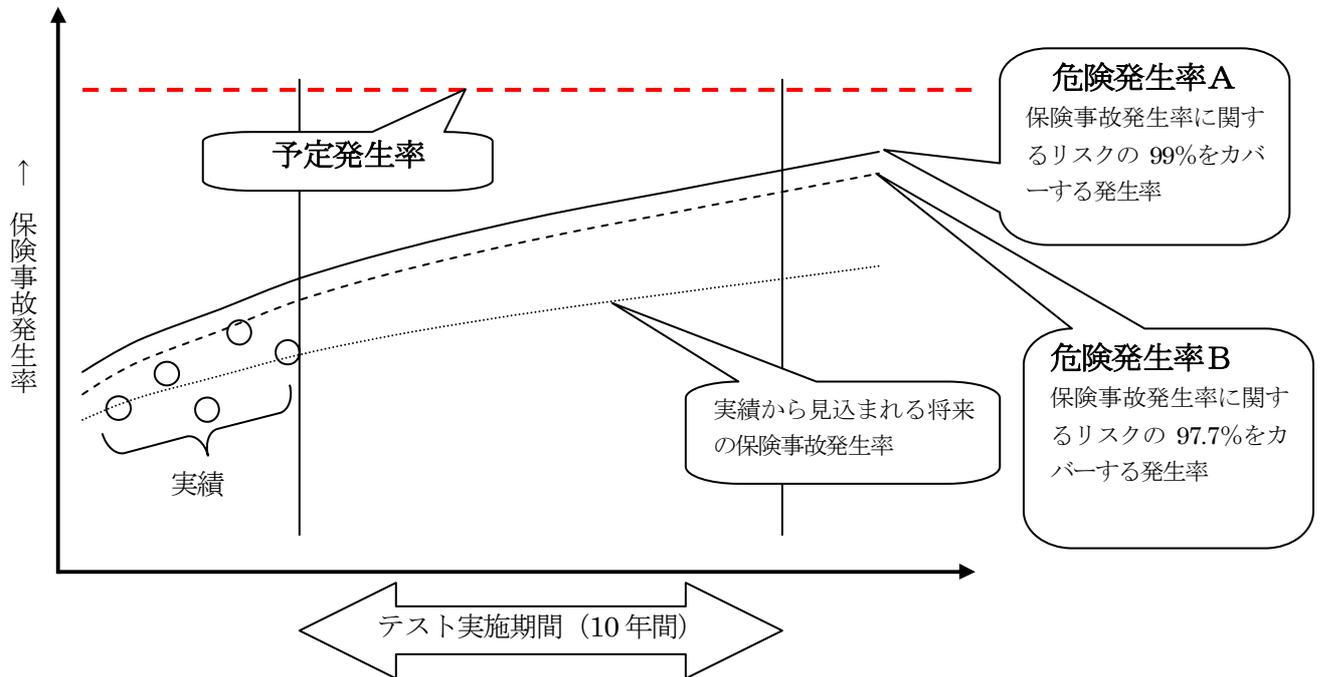
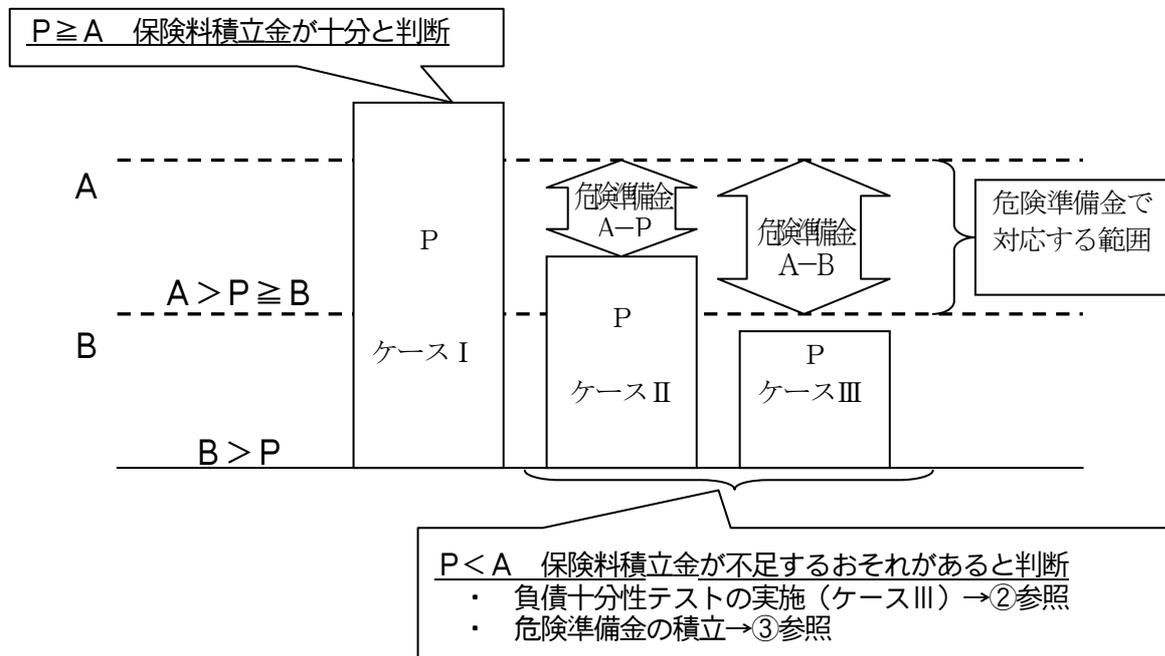


図2 ストレステストのイメージと危険準備金の積立



(注) P : 予定発生率によるテスト実施期間 (10年間) の給付額  
A : 危険発生率Aによるテスト実施期間 (10年間) の給付額  
B : 危険発生率Bによるテスト実施期間 (10年間) の給付額

## ② 負債十分性テスト

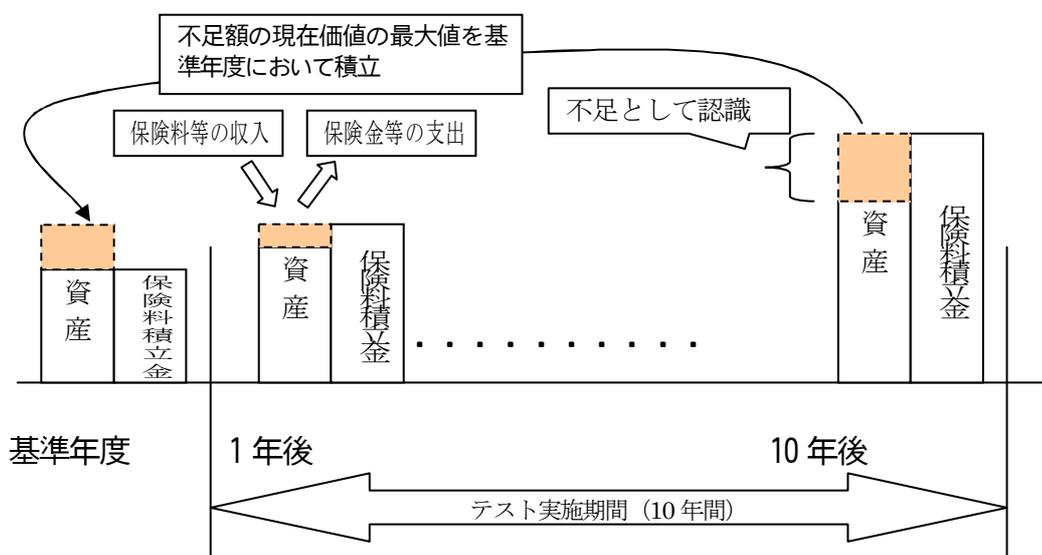
- ・ ストレステストの結果、予め設定した予定事故発生率では、保険料積立金で対応すべき「通常の予測の範囲内のリスク（新ルールではリスクの 97.7%）」に対応できないおそれがある場合は、負債十分性テストによる事後検証を行います。（図2-ケースⅢ）
- ・ 保険料積立金の十分性については、収入支出全体の動向を踏まえ実質的な不足が生じているのかを判断する必要があるため、将来収支分析（負債十分性テスト）により検証を行います。（図3）

※ 危険準備金は、保険事故発生率に関するリスクに備えるため発生率の上昇によるリスクのみを考慮して、将来給付額の比較（将来発生する保険金が予定を上回らないかどうか）により積立金を定めます。

図3 負債十分性テストのイメージ

● 実績等を基に将来（10年間）の収入・支出を推計し、資産が負債である保険料積立金を下回ることがないか確認。

- ・ 基準年度は、資産＝保険料積立金としてスタート
- ・ 保険料積立金（負債）は予定基礎率で計算
- ・ 資産は実績等から推計した各年の収入・支出を利用して計算
  - ※ 保険金等の支出は保険事故発生率に関するリスクの 97.7%をカバーする水準を設定
- ・ 保険料積立金を資産が下回った場合は積立不足と判断
  - ※ 不足額の現在価値の最大値を基準年度において積み立てる必要がある。



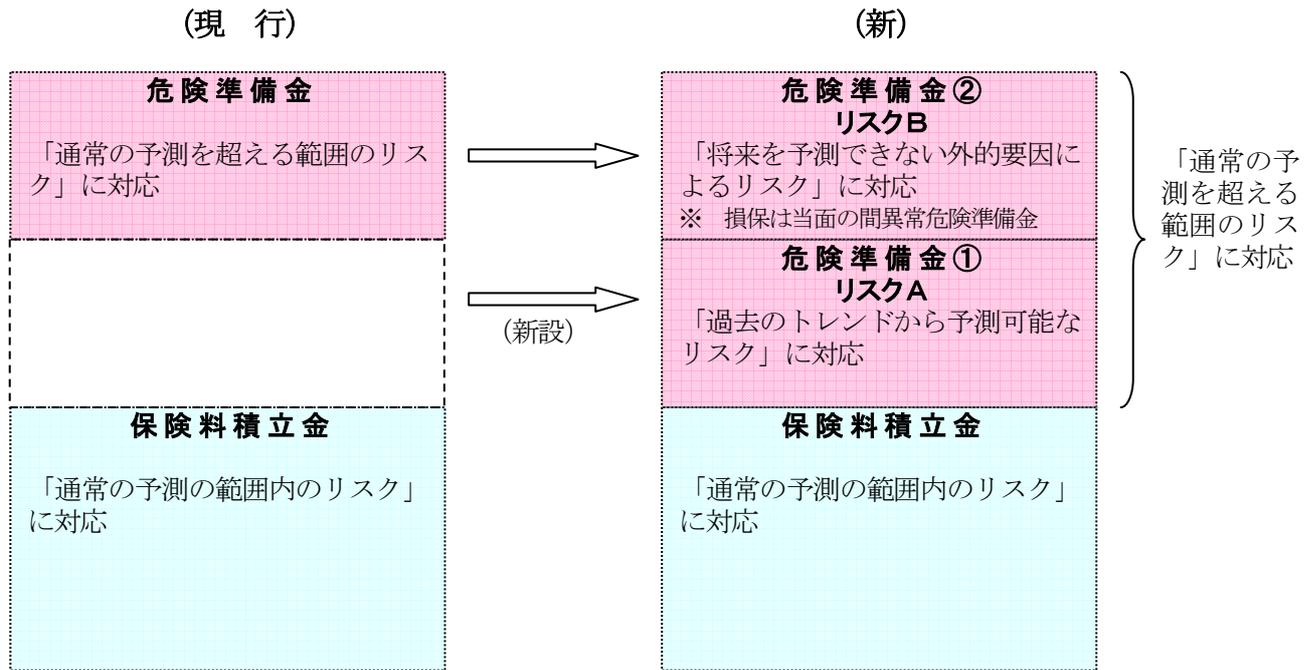
## ③ 危険準備金の積立

保険事故発生率にかかるリスクの 99%をカバーする水準まで危険準備金①（「リスクA」に対応）を積み立てることとします。（図2-ケースⅡ及びⅢ）

従来どおりの方法により計算した危険準備金<sup>(注1)</sup>は、当面の間、「将来を予測できない外的要因によるリスク」に対応する危険準備金②（「リスクB」に対応）として積み立てることとしました。

※ 損害保険会社は当面の間これまでと同様に「異常危険準備金<sup>(注2)</sup>」として積み立てます。

図4 保険料積立金及び危険準備金のリスク



(注1) 現行生命保険会社の危険準備金の積立限度額（第三分野に係るものの例）

- ・ 疾病入院リスク 疾病入院日額に予定平均給付日数を乗じ、これに千分の7.5を乗じて得た額

(注2) 現行損害保険会社の異常危険準備金

- ・ 正味収入保険料の160%

④ ソルベンシー・マージン基準

- ・ 「危険準備金①」の積立限度額として計算される額は10年間のリスクに備える積立であるため、これを1/10した額（1年分）をリスク量とします。
- ・ 「危険準備金①」の積立額を新たにソルベンシー・マージンへ算入します。

(2) 実施状況等の開示

第三分野の保険事故発生率が給付事由ごと見込まれており、ストレステスト及び負債十分性テストを実施する際の将来予測においても、保険会社はそれぞれ独自のモデルを用いていることから以下の内容についてディスクロージャー誌に開示することとしました。

- ・ 第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方、ストレステスト、負債十分性テスト（特に危険発生率の設定の仕方）の合理性・妥当性
- ・ ストレステスト、負債十分性テストの実施状況（追加保険料積立金、危険準備金の状況）
- ・ 医療、がん、介護等の区分ごと保険料に対する保険金等の支出の状況

(3) 定期的なオフサイトモニタリングの実施

- ・ 保険会社から、商品別の契約動向や収益率、発生率等の動向について、定期的にモニタリングを行い、保険会社に適切な対応を求める基礎資料として活用していきます。

(4) リスク管理態勢の充実等

① 基礎率変更権の実効性の確保

現状においては、基礎率変更権を付した契約であっても、その行使基準が不明確であり、現実に行使するのは困難であるとの見方が強いことから、基礎率変更権の行使基準に透明性のある数値基準を導入し、募集時における重要事項として予定発生率の合理性、基礎率変更権の行使基準（数値基準）、変更内容等を説明するとともに、契約者への保険料変更見通し等の情報提

供の拡充を行い、保険事故発生率が悪化した場合の基礎率変更権の実効性の確保を図ることとしました。

## ② 保険計理人の機能強化

既存の保険計理人の実務基準に基づく確認に加え、新たに負債十分性テスト等の実施を行うこととし、責任準備金の積立水準に対する保険計理人のチェック機能を強化します。また、商品認可申請時に保険計理人が保険数理的なチェックを行った意見書の提出を義務化することとしました。

## ③ 再保険の開示

再保険を活用して長期の第三分野保険の不確実性を管理する場合は、その再保険の活用状況を開示することとしました。

## 4. 施行期日等

- ・ 保険計理人が保険数理的なチェックを行った意見書は、平成18年5月1日以降の認可申請書等に必要となります。再保険・保険収支状況の開示については、平成18年4月1日以降に開始する事業年度から適用されることとなります。
- ・ 基礎率変更権については、平成19年4月1日以降に保険募集を行い又は契約を締結する場合に適用されることとなります。また、ストレステスト、負債十分性テストの実施を含めた保険料積立金、危険準備金及びソルベンシー・マージン基準に関する改正は平成19年4月以降の事業年度から適用されることとなります。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「保険業法施行規則等改正案（第三分野の責任準備金等ルール整備関係）の公表に対する意見募集の結果」](#)及び[「見直し後の規則等改正案」の公表について](#)（平成18年3月31日）にアクセスしてください。

## 損害保険会社におけるIBNR備金の積立ルール整備等について

金融庁では、損害保険会社における既発生未報告損害支払備金の積立ルール及び保険計理人の関与・確認業務の強化等について、[「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」](#)、[「保険業法施行規則第73条第1項第2号の規定に基づき、支払備金として積み立てる金額を定める件を改正する告示（案）」](#)、[「保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」](#)を平成18年2月27日に公表し、同日から同年3月27日までの間パブリック・コメント手続きを行いました。パブリック・コメントでは、「日本損害保険協会」、「外国損害保険協会」及び「個人」の方から計5件のコメントをお寄せいただきました。これらのコメント及びコメントに対する金融庁の考え方については、平成18年4月10日に当庁ホームページにおいて[公表](#)しておりますので、ご参照ください。

### 1. 改正の概要

損害保険会社における**支払備金のうち、既発生未報告損害支払備金（いわゆるIBNR備金）**<sup>(注1)</sup>については、これまで大蔵省告示第234号の規定に基づき「ある年度に積み立てた支払備金を、その1年後に認識する保険金・普通支払備金の実績値と比較することによって、当初の支払備金積立時には把握できていなかった積立不足額を求め、これに発生損害増加率を考慮して、既発生未報告損害支払備金として認識する。」等の方法により算出することとされていましたが、この算出方法では、事故発生から保険金支払までに1年以上を要するいわゆる**“ロングテイル”**<sup>(注2)</sup>の保険商品について十分に捕捉することができない等の問題がありました。

このため、こうした保険商品の既発生未報告損害支払備金については、事故年度別の発生保険金データの統計的分析を基礎とした保険数理に基づいた、より精緻な計算方法による積立ルールを整備することとしました。

また、既発生未報告損害支払備金の計算のほか、損害保険会社における責任準備金等の適正・妥当な見積もり等が重要となってきたりなど、損害保険会社においても保険数理に基づく分野が従来にも増して重要となってきたりしている状況を踏まえ、保険計理人の選任を要する損害保険会社を拡大するとともに、保険計理人の関与・確認業務を強化する内容の内閣府令等の整備を行いました。

#### **(注1) 「支払備金」、「既発生未報告損害支払備金」とは？**

支払備金とは、保険契約に基づく保険債務の一つであり、保険業法の規定により、保険会社が、毎決算期において保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金、返戻金等のうち、まだ支出として計上していないものについて、その金額を「支払備金」として計上することとされています。

支払備金には、決算期において、「既に報告を受けた事故につき個別に支払額を見積もる普通支払備金」と、「まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等について見積もりにより計算する既発生未報告損害支払備金」の二つにより構成され、既発生未報告損害支払備金は、金融庁長官の定める告示による計算方法により算出することとされています。

なお、既発生未報告損害支払備金は、英語の「**I**ncurred **B**ut **N**ot **R**eported Reserve」の頭文字をとって、IBNR備金ということもあります。

#### **(注2) “ロングテイル”とは？**

“テイル”とは英語で“尻尾”の意味を持ちます。事故発生から保険金支払までの間に長期間を要することを“尻尾が長い”ということがあることから“ロングテイル”という表現をしています。

## **2. 改正の内容**

### **(1) 既発生未報告損害支払備金（IBNR備金）の新たな積立ルール**

これまでは、既発生未報告損害支払備金の積み立てを要する保険種目を自動車保険、傷害保険等の特定の保険種類について規定し、その金額については、一定の算式により算出して積み立てることとしていましたが、積立対象の保険種類を自動車損害賠償責任保険（いわゆる自賠責保険）、地震保険を除くすべての保険契約に拡大しました。また、保険種類ごとの引受区分別（これを「計算単位」といいます。）に一定のスクリーニングを行い、その結果、ロングテイルであり、且つ、重要性があると判定されたものは、統計的見積法により既発生未報告損害支払備金を算出することとし、それ以外のものは、一定の算式を用いて算出した金額を積み立てることとしました。

スクリーニングについては、その考え方を保険会社の総合的な監督指針に盛り込む一部改正を行いました。

### **(2) 保険計理人関係**

#### **① 選任を要する損害保険会社**

保険計理人の選任を要する損害保険会社は、これまで保険料積立金を計算する保険種類（積立保険）及び長期第三分野保険を取り扱う会社に限定されていましたが、原則としてすべての損害保険会社（自賠責保険或いは地震保険のみを取り扱う損害保険会社を除く。）に拡大しました。

#### **② 保険計理人の関与・確認業務の強化**

保険業法等において、保険計理人は、保険料の算出方法等にかかる保険数理に関する事項について関与することとされており、損害保険会社の保険計理人については、関与対象契約を積立保険及び長期第三分野保険のみとしていましたが、自賠責保険、地震保険を除くすべての保険契約に拡大しました。また、責任準備金の適正性及び十分性等の確認業務についても自賠責保険、地震保険を除くすべての保険契約について行うことと対象範囲を拡大しました。

これに加えて、損害保険会社の既発生未報告損害支払備金については、これまで確認業務の対象ではありませんでしたが、その見積もりが保険会社の健全性に影響を与えるとともに、この度の改正により保険数理に基づく統計的見積法を導入することから、既発生未報告損害支払備金の適正性も保険計理人の確認業務に追加しました。

### ③ 保険計理人の資格要件の強化

近年、保険料の弾力化や保険商品の多様化に伴い、保険料や責任準備金の算出方法等についても、高度化・複雑化が進んでいる状況にあるとともに、自然災害リスクに対応した異常危険準備金や今回の既発生未報告損害支払備金の統計的見積法の導入など、保険計理人の関与・確認業務の遂行のためには、従来に増して、より高度な知識と経験が必要となっている状況に鑑み、保険計理人の資格要件については、社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、一定以上の実務経験を有することを要件とすることとしました。

また、保険会社の保険計理人の選任に当たっての留意事項や保険計理人の職務遂行に当たっての態勢整備等にかかる考え方や、保険計理人の職務遂行状況にかかる監督上の着眼点等を保険会社向けの総合的な監督指針に盛り込む一部改正を行いました。

### (3) その他の改正（保険会社向けの総合的な監督指針）

今回の損害保険会社の既発生未報告損害支払備金の積立ルール整備のほか、次の内容の改正を行いました。

#### ① 価格変動準備金の取崩しに関する着眼点

記載の趣旨が不明瞭となっているとの指摘を受けたことから、記載内容の明確化を図るための一部改正を行いました。（記載の明確化を図るものであり、考え方を改めたものではありません。）

#### ② 参考純率への対応について

損害保険料率算出団体が算出する参考純率を使用する保険商品の場合、その参考純率が改定された後1年を経過してもなおその純率を使用している場合には、その使用している純率は参考純率を基礎としておらず、自社独自の料率とみなされることから、引き続き使用する純率の合理性・妥当性について、保険業法第128条に基づく報告または資料の提出を求める旨を盛り込む一部改正を行いました。

### 3. 適用時期等

改正内閣府令及び改正告示等については、以下のとおり公布（公表）し、それぞれ、平成18年5月1日から施行（適用）しています。

- ・「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成18年4月13日（木）公布）
- ・「保険業法施行規則第73条第1項第2号の規定に基づき、支払備金として積み立てる金額を定める件を改正する告示」（平成18年4月14日（金）公布）
- ・[「保険会社向けの総合的な監督指針の改正」（平成18年4月14日（金）公表）](#)

なお、損害保険会社の既発生未報告損害支払備金の新たな積立ルール及び保険計理人関係の規定は、平成18事業年度から適用されます。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から『[「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等（案）」に対するパブリックコメントの結果について（損害保険会社におけるIBNR備金の積立ルール整備等）](#)』（平成18年4月10日）にアクセスしてください。

## 保険会社のセーフティネットの見直しに関する政省令等の概要

### I. 目的及び経緯

平成 17 年 5 月 2 日に公布され、平成 18 年 4 月 1 日に施行された「[保険業法等の一部を改正する法律](#)」(平成 17 年法律第 38 号。以下「[改正法](#)」といいます。)<sup>1</sup>は、①根拠法のない共済への対応に係る改正及び②保険契約者保護制度等の見直しに係る改正、の二つを主たる内容としています<sup>2</sup>。

このうち、②保険契約者保護制度等の見直しに係る改正の施行に伴う所要の改正等を行うため、政省令等の改正案が平成 17 年 10 月 12 日に公表され<sup>3</sup>、意見募集期間中に同案に対し寄せられたご意見等を踏まえたうえで<sup>4</sup>、以下のとおり政省令等が公布され、平成 18 年 4 月 1 日に施行されました。

- ・ 「保険業法施行令の一部を改正する政令」(平成 18 年政令第 33 号。同年 3 月 10 日公布。少額短期保険業に係る改正を含みます。以下「[改正政令](#)」といいます。)
- ・ 「保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令の一部を改正する命令」(平成 18 年内閣府令・財務省令第 3 号。同年 3 月 13 日公布。以下「[改正府省令](#)」といいます。)
- ・ 「保険業法施行規則及び内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成 18 年内閣府令第 10 号。同年 3 月 13 日公布。以下「[改正府令](#)」といいます。)
- ・ 「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」(平成 18 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号。同年 3 月 13 日公布)
- ・ 「保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第一条の六第四項の規定に基づき金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより算出される率等を定める件」(平成 18 年金融庁・財務省告示第 2 号。同年 3 月 13 日公示。以下「[高予定利率契約関係告示](#)」といいます。)

本法令解説は、政令の概要(下記Ⅱ.)、内閣府令・財務省令、内閣府令等の概要(下記Ⅲ.)の順に、保険会社のセーフティネットの見直しに関するこれらの政省令等の概要を解説するものです<sup>5</sup>。

なお、保険契約者保護制度は従来「保険のセーフティネット」と通称されてきましたが、上記①根

<sup>1</sup> ただし、改正法附則第 1 条第 1 号に掲げる規定は、「保険業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」(平成 17 年政令第 240 号。同年 7 月 13 日公布)により、平成 17 年 8 月 1 日に施行されています。また、改正法附則第 1 条各号に掲げる規定以外の規定が平成 18 年 4 月 1 日に施行されたのは、「保険業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(平成 18 年政令第 32 号。同年 3 月 10 日公布)によるものです。

<sup>2</sup> 改正法の概要については、「[【法令解説】保険業法等の一部を改正する法律の概要について](#)」[アクセス F S A 第 30 号](#) (2005 年 5 月 26 日発行) (以下「[改正法解説](#)」といいます。)をご覧ください。

<sup>3</sup> 「[「保険業法等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う保険業法施行令\(案\)、内閣府令・財務省令\(案\)、内閣府令\(案\)等の公表について](#)」(平成 17 年 10 月 12 日)

<sup>4</sup> 意見募集の結果は以下のとおり公表されていますので、併せて参照してください。

- ・ [「「保険業法等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う保険業法施行令\(案\)に対するパブリックコメントの結果について\(保険のセーフティネットの見直し関係\)」\(平成 18 年 3 月 10 日\)](#) (ここで公表されている「コメントの概要とコメントに対する金融庁・財務省の考え方(保険業法施行令(案)関係)」を、以下「[施行令案の考え方](#)」といいます。)

- ・ [「「保険業法等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う内閣府令・財務省令\(案\)、内閣府令\(案\)等に対するパブリックコメントの結果について\(保険のセーフティネットの見直し関係\)」\(平成 18 年 3 月 13 日\)](#) (ここで公表されている「コメントの概要とコメントに対する金融庁・財務省の考え方(保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令(案)及び関連告示(案)関係)」を以下「[保護命令案等の考え方](#)」と、「コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方(保険業法施行規則(案)関係)」を以下「[施行規則案の考え方](#)」といいます。)

<sup>5</sup> なお、「保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令」、「保険業法施行規則」等については、その後さらに、「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)の施行(平成 18 年 5 月 1 日)に伴う整備等が行われており(「保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令」については「[資産再評価法施行規則等の一部を改正する命令](#)」(平成 18 年内閣府令・財務省令第 6 号。同年 4 月 26 日公布、同年 5 月 1 日施行)により、「[保険業法施行規則](#)」については「[船主相互保険組合法施行規則等の一部を改正する内閣府令](#)」(平成 18 年内閣府令第 59 号。同年 4 月 27 日公布、同年 5 月 1 日施行)によります。)、本法令解説においても、この整備等を前提としています。

拠法のない共済への対応に係る改正により、保険業を行うものの保険会社（外国保険会社等を含みます。以下同じ。）ではなく保険契約者保護機構による資金援助等の対象にもならない者（「少額短期保険業者」（改正法による改正後の保険業法（以下「新保険業法」といいます。）第2条第18項）、「特定保険業者」（改正法附則第2条第3項）等）が存在することとなったのに伴い「保険会社のセーフティネット」と称することが適当となったと考えられ、本法令解説においてもそのようにしているところです。

## II. 政令の概要<sup>6</sup>

### 1. はじめに

保険会社のセーフティネットの見直しに関する政令は、改正法により生命保険契約者保護機構の財源措置の見直しが行われたことに伴う所要の改正等を行うものです。

### 2. 概要

#### (1) 特例会員の定義

改正法による見直し後の財源措置は、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間に管理を命ずる処分（保険業法第242条第1項）を受けた生命保険会社（外国生命保険会社等を含みます。以下同じ。）その他政令で定める生命保険会社（「特例会員」（新保険業法附則第1条の2の14第1項）を対象とする時限措置であり（同項）、この政令で定める生命保険会社として、当該3年間に更生手続開始の申立てが行われた生命保険会社等を定めることとしました（改正政令による改正後の保険業法施行令（以下「新施行令」といいます。）附則第8条の5）<sup>7</sup>。

#### (2) 生命保険契約者保護機構の借入残高の基準日等

改正法による見直し後の財源措置の大枠は、特例会員の破綻に係る資金援助等に要する費用を原則として生命保険会社からの負担金により賄うこととしつつ、生命保険契約者保護機構（以下この(2)において「機構」といいます。）の借入残高に当該費用として要すると見込まれる額を加えた額が、機構の長期的収支を勘案して政令で定める額を超えることとなる場合には、新保険業法附則第1条の2の14第1項に規定するおそれが認定されることを条件として、政府の補助を行うことができる、というものです（同項）。

この大枠の要素をなす額等に係る委任（同項）を受けて、当該額等について以下のとおり定めています。

##### ① 機構の借入残高の基準日

機構の借入残高の基準日を、当該特例会員について更生計画認可の決定があった日等としました（新施行令附則第8条の6）。これは、政府の補助はあくまで最終手段であることから、借入残高は返済に従い漸減することに着目し基準日をできるだけ後に設定しようとするとともに、上記大枠の要素として十分な明確性を法令上有すると認められる日を、基準日として採用することとしたものです。

##### ② 未納負担金及び延滞金並びに余裕金がある場合の取扱い

機構の借入残高の基準日（上記①）において納期限までに納付されていない負担金及び延滞金がある場合には、政府の補助はあくまで最終手段であることから、当該未納負担金及び延滞金に相当する金額が借入金の返済に充当されたものとして借入残高の判定を行うこととしています（新施行令附則第8条の7第3号）。

また、借入残高の基準日において保険契約者保護資金に余裕金が存在する場合にも、同様の取扱いとしています（同条第2号）。

##### ③ 機構の長期的収支を勘案した額

機構の長期的収支を勘案して政令で定める額は、4600億円としています（新施行令附則第8条の8本文）。

<sup>6</sup> 改正法解説Ⅲ.、3. にほぼ対応する部分となります。

<sup>7</sup> 期間が異なるのみで、その内容は、平成15年4月から平成18年3月までの3年間の財源措置の対象となっていた生命保険会社（「特別会員」（保険業法附則第1条の2の13第2項））に関する規定（保険業法施行令附則第8条の2）と同様です。

なお、上記各規定のみでは、複数の生命保険会社が連続して破綻した場合に、借入残高の基準日（上記①）が接近・連続することにより機構の負担が不当に重くなりかねないため、そうした事態が生じないよう所要の規定を置いています（同条ただし書）。

### (3) 特例会員の破綻の場合の認定の手續等

特例会員に関する政府の補助の実施の手續規定が政令に委任されたこと（新保険業法附則第1条の2の14第2項）を受けて、当該手續について定める（新施行令附則第8条の9）とともに、政府の補助の要件となる新保険業法附則第1条の2の14第1項に規定する「おそれ」の認定の権限については、金融庁長官に委任せず内閣総理大臣の権限とすることとしました（新施行令附則第14条の2）<sup>8</sup>。

### (4) 生命保険契約者保護機構の借入金の限度額の特例の廃止

特別会員（保険業法附則第1条の2の13第2項）を対象とする財源措置が「平成15年度から平成17年度までの破綻について、改めて、5000億円（業界対応分：1000億円、国対応分：4000億円）のセーフティネットを整備」<sup>9</sup>するものであったことに対応して、生命保険契約者保護機構の借入金の限度額について、本則の4600億円（保険業法施行令第37条の4）<sup>10</sup>に対し当分の間9600億円とする特例が設けられていましたが（改正政令による改正前の保険業法施行令附則第13条）、改正法による見直しに伴いこれを廃止する（特別会員に係る借入金限りとする）こととしました（新施行令附則第13条）。

## Ⅲ. 内閣府令・財務省令、内閣府令等の概要

### 1. はじめに

保険会社のセーフティネットの見直しに関する内閣府令・財務省令、内閣府令等の主たる内容は以下の三つであり、順に解説することとします。

- ・ 損害保険契約その他の保険契約の種類、予定利率等を踏まえた補償率等の見直し（下記2.）
- ・ 「運用実績連動型保険契約」に関する規定の整備（下記3.）
- ・ その他の改正（下記4.）

### 2. 損害保険契約その他の保険契約の種類、予定利率等を踏まえた補償率等の見直し<sup>11</sup>

#### (1) 損害保険会社のセーフティネットの見直し

##### ① 損害保険会社に係る補償対象契約の範囲に関する改正

##### イ 補償対象契約の範囲（保険契約の種類）の拡大

[金融審議会第二部会「保険契約者保護制度の見直しについて」（平成16年12月14日）](#)（以下「[第二部会報告書](#)」といいます。）において「損害保険について、保険種類による区分は廃止する・・・ことが適当であると考えられる」とされたことを受けて、損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。以下同じ。）に係る補償対象契約の範囲を、日本における元受保険契約一般とすることとしました（改正府省令による改正後の保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（以下「新保護命令」といいます。）第50条の3第1項<sup>12</sup>。ただし、下記ロ及び下記3.（3）参照）。

##### ロ 補償対象契約の範囲（保険契約者の属性）に関する規定の整備

<sup>8</sup> 既に、特別会員に関する政府の補助の手續規定が政令に委任されたこと（新保険業法附則第1条の2の13第3項）を受けて、当該手續について定めが置かれるとともに、政府の補助の要件となる保険業法附則第1条の2の13第2項に規定する「おそれ」の認定の権限について、金融庁長官に委任せず内閣総理大臣の権限とされてきました（「保険業法施行令の一部を改正する政令」（平成17年政令第241号。同年7月13日公布、同年8月1日施行）による改正後の保険業法施行令附則第8条の4・第14条の2）。

<sup>9</sup> [「保険業法の一部を改正する法律」（平成15年法律第39号。同年5月9日公布、本件関連部分は同年6月8日施行）の「概要」。](#)

<sup>10</sup> この「本則」としての「4600億円」の詳しい意義については、「施行令案の考え方」番号7を参照してください。

<sup>11</sup> 改正法解説Ⅲ.，1.，(1)及び(2)にはほぼ対応する部分となります。

<sup>12</sup> なお、改正府省令による改正前の保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第50条の3は、生命保険会社、損害保険会社それぞれに別の項を立てて補償対象契約の範囲を規定していましたが、新保護命令第50条の3では、いわゆる第三分野本体相互参入等の動向にも鑑み、こうした免許の種類に大きく依存した規定振りは廃しています。

第二部会報告書において「一般的に情報収集力等が低く保護の必要性が高いと認められる個人・小規模企業者（例えば、従業員数 20 名以下の企業）が保険契約者となっている保険契約を補償対象とすることが適当であると考えられる」とされたことを受けて、自動車保険以外のいわゆる第二分野（損害保険）の保険契約（家計地震保険契約及び自動車損害賠償責任保険契約を除く。）については、個人、「小規模法人」又は管理組合が保険契約者であるものに限り補償対象契約とすることとしています（新保護命令第 50 条の 3 第 1 項第 6 号・第 2 項・第 3 項）<sup>13, 14</sup>。

## ② 「特定補償対象契約」の範囲

管理を命ずる処分を受けた後も「特定補償対象契約解約関連業務」を停止することを要しない保険契約として新保険業法第 245 条第 2 号に規定する特定補償対象契約（「補償対象契約のうち保険契約者等の保護のためその存続を図る必要性が低いものとして内閣府令・財務省令で定めるもの」）を、以下の保険契約としています（新保護命令第 1 条の 6 の 3 第 1 項）。

- ・ 家計地震保険契約（同項第 4 号）
- ・ 第二分野の補償対象契約（家計地震保険契約及び自動車損害賠償責任保険契約を除く。）（同項第 4 号）<sup>15</sup>
- ・ いわゆる海外旅行傷害保険契約のうち加入時に保険契約者等が告知すべき重要な事実等に被保険者の過去の健康状態等が含まれないもの（「特定海外旅行傷害保険契約」（同項第 3 号））
- ・ 保険期間が 1 年以内のいわゆる傷害保険契約のうち加入時に保険契約者等が告知すべき重要な事実等に被保険者の現在又は過去の健康状態等が含まれないもの（「短期傷害保険契約」（同項第 1 号））
- ・ いわゆる第三分野の保険契約（特定海外旅行傷害保険契約及び短期傷害保険契約並びに以下のものを除く。）の積立部分（同項第 2 号）
  - － 年金払型の積立傷害保険契約（同項第 2 号イ）<sup>16</sup>
  - － いわゆる財形傷害保険契約（同項第 2 号ロ）
  - － いわゆる確定拠出年金傷害保険契約（同項第 2 号ハ）

## ③ 「特定補償対象契約解約関連業務」関係

管理を命ずる処分を受けた後も「特定補償対象契約解約関連業務」を行うことができる期間（新保険業法第 245 条第 2 号）は、第二部会報告書の指摘（下記④参照）等を踏まえ、管理を命ずる処分を受け保険会社はその業務（同条各号に規定するものを除きます。）を停止した時等から 3 か月とすることとしました（新保護命令第 1 条の 6 の 2 第 1 項本文）。

なお、保険契約者等の保護の観点から、上記期間の末日が休日に当たるときはこれを算入しないこととする（同項ただし書）とともに、上記の業務停止時の後遅滞なく、金融庁長官は上記期間及びその末日を公告するものとしてしました（同条第 2 項）。

## ④ 「特定補償対象契約」の補償率

第二部会報告書において、  
「こうした性質に鑑みれば、損害保険契約については、破綻後一定期間、保険事故の発生に

<sup>13</sup> 改正府省令による改正前の保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第 50 条の 3 第 2 項においても、火災保険について、補償対象契約となる範囲を保険契約者の属性（個人、「小規模企業者」等）により限定する規定が置かれていました。

ただし、新保護命令第 50 条の 3 第 2 項等においては、常用従業員等の数の基準時が明記される等の明確化等が行われています。

<sup>14</sup> 自動車保険については、見直し後も引き続き、保険契約者の属性を問わず補償対象契約としている（新保護命令第 50 条の 3 第 1 項第 5 号）のは、第二部会報告書において「現在において自動車保険が迅速な被害者救済等の観点から重要な役割を果たしていることを重視すれば、自動車保険については、中規模以上の企業者が保険契約者である場合であっても引き続き補償対象とする取扱いも考えられる」とされたことを踏まえたものです。

<sup>15</sup> 自動車損害賠償責任保険契約が特定補償対象契約とされていないのは、自動車は道路において運行の用に供されている限り解約が法令上厳しく規制されていること（自動車損害賠償保障法第 20 条の 2）によるものです。

<sup>16</sup> 新保護命令第 1 条の 6 の 3 第 1 項第 2 号イは補償対象契約の類型を明確化する観点から定量的な定義規定となっているため、いわゆる「年金払積立傷害保険」（新施行規則第 212 条の 2 第 1 項第 4 号）とは完全には一致しないことに注意が必要です。

詳しくは、「保護命令案等の考え方」番号 8・9 を参照してください。

対する保険金の支払は全額保証することとし、その間に他の健全な保険会社への円滑迅速な乗換えを促す仕組みを導入することが適当と考えられる。

保険金支払の全額保証を行う期間については、保険契約者が破綻保険会社との契約を解約して、他の保険会社へ乗り換える手続きを行うための猶予期間となるとの趣旨を踏まえ、3ヶ月程度とすることが適当と考えられる。」

とされたことを受けて、特定補償対象契約の上記③の期間を経過するまでの間に発生した保険事故に係る保険金の補償率を、100%とすることとしました（新保護命令第1条の6第1項第3号ただし書・第6号ただし書等）<sup>17</sup>。

なお、第二部会報告書において「一定期間内の保険金の全額保証により保険契約者保護制に要する費用が増加することに配慮して」も「早期解約控除を行わないこととすれば、現行90%の補償率を例えば80%程度に引き下げたとしても、保険会社の破綻後早期に他の保険会社への乗換えを行うことが想定される多くの保険契約者については、実質的に現行なみの補償水準を維持することができるものと考えられる」とされたことを受けて、上記③の期間を経過するまでの間に発生した保険事故に係る保険金の補償率を除き、特定補償対象契約に係る補償率は80%としています（新保護命令第1条の6第1項第3号本文・第4号・第6号本文、第50条の5第1項第3号本文・第4号・第6号本文等）<sup>18</sup>。

## (2) 保険契約の予定利率に応じた補償率の見直し

### ① 「高予定利率契約」の定義及び「基準利率」

新保険業法第245条第1号・第270条の3第2項第1号等において保険契約の予定利率に応じた補償率を異なるものとして定めることができることが明確化されたことを受けて、低い補償率を適用すべき「高予定利率契約」の定義を、「その保険料又は責任準備金・・・の算出の基礎となる予定利率・・・が基準利率を過去五年間常に超えていた保険契約（保険期間・・・が五年を超えるものに限る。）」としました（新保護命令第50条の5第3項）<sup>19</sup>。

なお、上記定義中の「基準利率」を「・・・免許の種類ごとに、当該免許の種類に属する免許を受けたすべての保険会社・・・の過去五事業年度における年平均運用利回り（過去五事業年度における各事業年度の運用利回りの総和を五で除して得た運用利回りをいう。）を基準とし、かつ当該年平均運用利回りを超えるものとして金融庁長官及び財務大臣が定める率」とし（新保護命令第1条の6第4項第2号）、具体的には、生命保険会社、損害保険会社それぞれにつき、ともに年3%と定めています（高予定利率契約関係告示第2条）。

### ② 「高予定利率契約」の補償率及び「補償控除率」

平成17年2月16日の金融審議会第二部会において「高予定利率の契約について、保険契約者保護制度による責任準備金の補償率を他の契約よりも引き下げることとする」<sup>20</sup>との方向性が承認されたことを受けて、補償対象契約のうち補償率が90%であるもの（「元受生命保険契約等」（新保護命令第1条の6第2項）が「高予定利率契約」（上記①）に該当する場合には、当該補償対象契約の補償率を「九十パーセントから補償控除率を減じた率」とすることとしました（同項・新保護命令第50条の5第2項等）。

<sup>17</sup> なお、自動車損害賠償責任保険契約及び家計地震保険契約の保険金については、上記期間中に保険事故が発生したか否かにかかわらず、見直し前と同様、補償率は100%としています（新保護命令第1条の6第1項第5号等）。

<sup>18</sup> 特定補償対象契約は「保険契約者等の保護のためその存続を図る必要性が低い」保険契約でありむしろ破綻処理期間中の解約が想定されているものであることから、保険契約の存続を図るために行われる早期解約控除（用語の意義については、改正法解説注5を参照してください。）を必要とする理由が認められず、特定補償対象契約については早期解約控除は禁止されています（新保険業法250条第1項。なお、改正法による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第445条第2項）。

新保護命令第1条の9の2各号は禁止されるべき特定補償対象契約に係る早期解約控除の設定の対象となる給付金として典型的なもの（任意脱退に伴うもの）を掲げることとしているところ、いうまでもなく、同条各号に掲げられた給付金以外の金額について早期解約控除の設定を許す趣旨ではありません。

<sup>19</sup> なお、保険期間が5年を超える保険契約のうち破綻時に加入後5年を経過していなかったもの（加入から破綻までの間の予定利率が基準利率を常に超えていたものとします。）については、保険期間が5年以下である保険契約（加入から破綻までの間の予定利率が基準利率を常に超えていたものとします。）とのバランスの観点から、高予定利率契約の定義に該当するものではないと解することが相当と考えられます。

<sup>20</sup> [金融審議会第二部会資料「生命保険の保険契約者保護制度の見直しについて（案）」（平成17年2月16日）](#)。

この「補償控除率」については「・・・予定利率のうち基準利率を超える部分を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより算出される率」とし（新保護命令第1条の6第4項第1号）、具体的には、「過去五年間における各年の予定利率から」基準利率「をそれぞれ減じて得た各率の総和を二で除して得た率」と定めています（高予定利率契約関係告示第1条）。

〔例〕 過去5年間における各年の予定利率がすべて年5% / 基準利率年3%

$$\text{補償控除率} = (5 - 3) \times 5 \div 2 = 5$$

$$\text{補償率} = 90 - 5 = 85\%$$

ただし、保険契約者保護機構による補償はあくまで、倒産法に基づく破綻処理に対し保険契約者等の保護のため特別に設けられた制度によるいわば《上乘せ》であることから、「九十パーセントから補償控除率を減じた率」が倒産法に基づく破綻処理を想定した場合の見込弁済率（「基準弁済見込率」）を下回ることとなる場合には、当該見込弁済率を補償率とすることとしています（新保護命令第50条の5第2項・第5項）<sup>21</sup>。

### 3. 「運用実績連動型保険契約」に関する規定の整備<sup>22</sup>

#### (1) 「運用実績連動型保険契約」その他の特別勘定を設置すべき保険契約の範囲

新保険業法第118条第1項により特別勘定の設置を義務づけられる保険契約（「運用実績連動型保険契約（その保険料として收受した金銭を運用した結果に基づいて保険金、返戻金その他の給付金を支払うことを保険契約者に約した保険契約をいう。）その他の内閣府令で定める保険契約」）を規定しました（改正府令による改正後の保険業法施行規則（以下「新施行規則」といいます。）第74条・第153条）。

その内容はきわめて技術的であるため、ここでは、新施行規則第74条各号の規定に実際のどのような保険契約が含まれることとなるかを以下に示すこととします<sup>23</sup>。

新施行規則第74条		当該号に含まれる実際の保険契約
第1号 （「運用実績連動型保険契約」）	イ	確定拠出年金保険、団体生存保険、変額年金資金運用基金保険、企業年金連合会保険（旧・厚生年金基金連合会保険）、国民年金基金連合会保険
	ロ	新企業年金保険、確定給付企業年金保険、厚生年金基金保険、国民年金基金保険
第2号		現行なし
第3号		個人変額保険・個人変額年金保険（運用結果に基づく保険金等のいずれかに最低保証が付されたものに限る。）

#### (2) 「運用実績連動型保険契約」に係る特別勘定の管理に関する規定の整備

保険会社の更生計画において運用実績連動型保険契約に係る債権について他の保険契約に係る債権に比して有利な条件を定めることができることが明記される（改正法による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第445条第3項）前提として、「特別勘定に属する財産の管理の方法その他特別勘定に関し必要な事項」を内閣府令に委任する新保険業法第118条第3項が新設されたことを受けて、運用実績連動型保険契約に係る特別勘定（「特定特別勘定」（新施行規則第75条の2第1項））に属する財産を一般勘定に属する財産及び特定特別勘定以外の特別勘定に属する

<sup>21</sup> なお、補償対象保険金の支払率に係る補償控除率制度を定める新保護命令第1条の6第2項には新保護命令第50条の5第2項・第5項のような基準弁済見込率を下限とする規定がありませんが、これは、補償対象保険金の支払が行われる破綻処理期間中には基準弁済見込率の算定が困難であると考えられるためです。破綻処理手続の進行を経て算定された基準弁済見込率が、補償控除率を減じて得られた補償対象保険金の支払率を上回ることとなった場合には、当然に所要の追払いが行われることが想定されています。

<sup>22</sup> 改正法解説Ⅲ., 1., (3)にほぼ対応する部分となります。

<sup>23</sup> なお、「施行規則案の考え方」番号7では、改正府令による改正前の保険業法施行規則第74条各号をも含めた表が示されています。

財産と分別して管理するための体制を以下のとおり整備しなければならないこととしました（同条・新施行規則第154条の2）。

- ・ 明確かつ判然とした分別管理
  - ・ 特定特別勘定に属する財産の管理の委託先が上記明確な分別管理を行うことを確保するための体制の整備
  - ・ 所定の帳簿書類の作成及び保存の義務
- また、所要の経過措置を設けています（改正府令附則第2条）。

なお、上記帳簿書類について、電磁的記録による保存及び作成を認めること等としています（改正府令による改正後の内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表第一・第二・第三）。

### (3) 補償対象契約からの除外

第二部会報告書において「とりわけ、最低給付保証が付されていない団体年金保険に関しては、類似の金融商品である年金信託との平仄から、保険会社の破綻時にも実質的に対応資産が保全されるように、厳格な分別管理を前提として責任準備金を削減しない取扱いを可能とする制度整備が望ましく、これが実現すれば、保険契約者保護制度の対象外とすることが適当であると考えられる」とされ、平成17年2月16日の金融審議会第二部会において「特別勘定で経理される団体年金保険等（最低給付保証のないもの）について、厳格な分別管理を義務付けた上で責任準備金を削減しない取扱いを可能とする制度整備を行うとともに、保険契約者保護制度の補償対象外とする」<sup>24</sup>との方向性が承認されたことを踏まえ、運用実績連動型保険契約のうち特定特別勘定に係る部分を補償対象契約から除くこととしました（新保護命令第50条の3第1項）。

## 4. その他の改正

### (1) 責任準備金の補償に係る資金援助の対象としての責任準備金と生命保険契約者保護機構の会員の負担金の算定基礎となる責任準備金とに関する規定の整備

#### ① 責任準備金の補償に係る資金援助の対象としての責任準備金の範囲の明確化

意見募集手続（上記I. 参照）において寄せられたご意見に応答するかたちで<sup>25</sup>、責任準備金の補償に係る資金援助（保険業法第270条の3）の対象としての「責任準備金」とは、保険業法に基づき保険会社の会計上の負債として計上される《業法上の「責任準備金」》ではなく、個々の保険契約につき被保険者のために積み立てられるべき金額としての《個別的「責任準備金」》であることを明確化しました（新保護命令第50条の4第1項第1号）。

#### ② 生命保険契約者保護機構の会員の負担金の算定基礎となる責任準備金に関する規定の整備

いわゆる変額年金保険等の最低保証リスクに係る保険料積立金<sup>26</sup>は上記①によれば責任準備金の補償に係る資金援助の対象としての「責任準備金」に当たらないことに鑑み、受益と負担のバランスの観点から、当該保険料積立金の額の2分の1を、生命保険契約者保護機構の会員の負担金の算定基礎となる「責任準備金」から除くこととしました（新保護命令第25条の2第1項第2号）<sup>27, 28</sup>。なお、所要の経過措置を設けています（改正府省令附則第4項）。

### (2) 保険契約者保護機構の透明性の向上に関する改正

第二部会報告書において「機構における手続きを透明化し、情報開示を一層充実させることも、利益相反によるデメリットの発生を防ぎ、機構の運営に対して規律付けを行う観点から重要であるとの意見もあった」とされたことを受けて、以下のとおり、保険契約者保護機構の透明性の向上を図ることとしました。

<sup>24</sup> [金融審議会第二部会資料「生命保険の保険契約者保護制度の見直しについて（案）」（平成17年2月16日）。](#)

<sup>25</sup> 「保護命令案等の考え方」番号19・20を参照してください。

<sup>26</sup> 概要については「[変額年金保険等に係る責任準備金積立ルール等改正の概要について」アクセスFSA第23号（2004年10月28日発行）](#)をご覧ください。

<sup>27</sup> 補償対象保険金の支払に係る資金援助（保険業法第270条の6の7）の対象範囲（「保護命令案等の考え方」番号20を参照してください。）に鑑み、変額年金保険等の最低保証リスクに係る保険料積立金の全額を負担金の算定基礎から除くことは、していません。

<sup>28</sup> なお、いわゆる追加責任準備金（保険業法施行規則第69条第5項・第150条第5項）の額についても、負担金の算定基礎から除くこととしています（新保護命令第25条の2第1項第2号）。

- ・ 運営委員会及び評価審査会の構成、議事等の開示等に関する規定の整備（新保護命令第8条第5項・第12条の2・第15条第5項・第19条の2・第37条）
  - ・ 保険契約者保護機構の財務諸表等の備置期間の延長（新保護命令第39条の2）
- なお、所要の経過措置を設けています（改正府省令附則第2項・第3項・第5項）。

### (3) 保険契約者保護機構制度<sup>29</sup>に関する保険契約者等の理解の確保に関する改正

#### ① 募集時の説明義務

第二部会報告書において「制度変更後、募集の際にも、保険契約者にとってわかりやすく制度説明が行われるよう工夫が必要である」とされたこと、高予定利率契約に係る補償控除率制度（上記2. (2)）が導入されたこと等を踏まえ、日本における元受保険契約の保険募集に際し、書面の交付その他の適切な方法により、補償対象契約の範囲に関する説明（元受生命保険契約等（上記2. (2)②）のうち保険期間が5年を超えるものの募集の際にあっては、補償対象契約の範囲及び高予定利率契約に係る補償控除率制度に関する説明）を行う義務を課すこととしました（新施行規則第53条第1項第8号）。

#### ② 実際の破綻処理における理解の確保

第二部会報告書において「実際の破綻処理において契約条件の変更を行う際には、例えば、それぞれの保険契約に係る保険金額等への具体的な影響などについて、保険契約者にわかりやすく説明がなされるようにすべきである」とされたこと等を踏まえ、保険契約の移転等の公告及び契約条件の変更に係る公告（保険業法第251条第1項・第255条第1項・第255条の4第1項）の付記事項として、以下の事項を追加しました（新保護命令第1条の10第2号イ・ロ、第1条の13第3号イ・ロ）。

- ・ 高予定利率契約に該当する元受生命保険契約等（上記2. (2)②）に対する補償控除率制度の適用に関する事項
- ・ 契約条件の変更と保険契約者等の保険金等に係る権利の変更との関係に関する事項（当該事項を図示したものを含みます。）

#### ③ 各保険会社の拠出した負担金の額の開示

第二部会報告書において

「保険契約者保護制度は、保険会社の破綻時に機構が資金援助等を行うことにより破綻保険会社の保険契約者等を保護する仕組みであり、その費用は他の保険会社が負担することが原則である。

ただし、この保険会社の負担は最終的には保険契約者の負担につながっていると考えられる。これについては、制度の目的が保険契約者の保護にあることから合理的なことであるが、保険契約者の理解を高めるため、負担の明示等、よりわかりやすい説明に努めるべきとの意見があった。」

とされたこと等を踏まえ、各保険会社が拠出した負担金（保険業法第265条の33第1項）の額を、説明書類（保険業法第111条。いわゆるディスクロージャー資料）の記載事項に加えることとしました（新施行規則別表（第59条の2第1項第3号ハ関係（生命保険会社））・別表（第59条の2第1項第3号ハ関係（損害保険会社）））。なお、所要の経過措置を設けています（改正府令附則第3条）。

### (4) 保険契約の承継等を申し込むことができる場合の拡大

第二部会報告書において、

「現行制度において、機構による保険契約の引受けは、救済保険会社が現れる見込みがない場合に限り行うことができるとされている。しかし、特に損害保険会社の破綻の場合には、短期の契約が多いこと等から迅速な処理が求められるにもかかわらず、救済保険会社が容易には見つからず、早期の着手開始ができないおそれがあるとの問題が指摘されている。こうした問題に鑑みれば、迅速な手続きの開始が適切であると合理的に判断される場合には、破綻後の早い段階でも機構による引受けを決定できるようにすることが適当であると考えられる。」

とされたことを受け保険契約の承継等を申し込むことができる場合等が内閣府令・財務省令に委任

<sup>29</sup> 上記I. なお書と同じ趣旨から、従来「保険契約者保護制度」と通称されてきたものを、「保険契約者保護機構制度」と称することとしています。

されたこと（新保険業法第 267 条第 1 項・第 2 項）を受けて、当該場合の一つとして、損害保険会社の破綻において「救済保険持株会社等・・・が当該破綻保険会社に係る保険主要株主等認可を早期に受ける見込みがないこと及び当該救済保険持株会社等を除き救済保険会社又は救済保険持株会社等が現れる見込みがないことにより保険契約の移転等を行うことが困難な場合」を追加するとともに所要の規定整備を行いました（新保護命令第 48 条の 2 第 2 号・第 48 条の 3 第 2 号）。

#### IV. 終わりに

改正法及び上記政省令等による新しい保険会社のセーフティネットのごく簡単な概要については、金融庁ホームページの「一般のみなさんへ・保険を契約している方へ」から [「保険契約者保護機構制度（保険会社のセーフティネット）」](#) のページでご紹介しています。

また、[生命保険契約者保護機構](#)及び[損害保険契約者保護機構](#)の各ホームページにおいて、詳しい制度案内が行われていますので、併せてご覧ください。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「保険業法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う保険業法施行令\(案\)に対するパブリックコメントの結果について（保険のセーフティネットの見直し関係）」（平成 18 年 3 月 10 日）](#) または、[「保険業法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う内閣府令・財務省令\(案\)、内閣府令\(案\)等に対するパブリックコメントの結果について（保険のセーフティネットの見直し関係）」（平成 18 年 3 月 13 日）](#) にアクセスしてください。

### 少額短期保険業者（いわゆる無認可共済）向けの監督指針について

平成 18 年 4 月 1 日から新たな保険契約者等の保護の施策として「少額短期保険業」制度が導入されました。

導入にあたって監督当局（金融庁及び各財務局）がどのような視点に立って対応していくかを保険会社向けの総合的な監督指針の別冊として位置づけ、体系的に整備し、[「少額短期保険業者向けの監督指針」](#)として取りまとめました。

具体的には、① 経営管理、② 財務の健全性、③ 業務の適切性といった監督上の評価項目について、それぞれ着眼点等を記載するとともに、業者の登録事務等は各財務局において対応することから、事務処理上の留意点等を記載しています。概要については【別紙】のとおりです。

なお、少額短期保険業者は、取扱保険商品や会社の規模等が多種多様であると予想されるため、全ての着眼点を一律に求めることなく、特に財務の健全性、業務の適切性を確保するための態勢面に係る着眼点においては、事業者の実情に応じて判断することとし、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮することとしています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「少額短期保険業者向けの監督指針について」（平成 18 年 3 月 31 日）](#) または、「パブリックコメント」から [「少額短期保険業者向けの監督指針（案）に対する意見募集の実施について」（平成 18 年 2 月 24 日）](#) および [「結果」](#) にアクセスしてください。

※ 金融庁ホームページの「一般のみなさんへ」の「保険を契約している方へ」から [「根拠法のない共済について」](#) も参考にご覧ください。

# 少額短期保険業者向けの監督指針 (保険会社向けの総合的な監督指針【別冊】)

## I. 基本的考え

- 少額短期保険業者監督の目的は、従来、特定の者を相手方として法律の根拠なく保険の引受けを行っていたいわゆる無認可共済について、保険業法の保険業に含め、規制の対象とすることで保険契約者等の保護を図ることにある。
- 本監督指針は、少額短期保険業者の監督行政をどのような視点に立って行うべきか、各種規制の基本的考え方、監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法について、保険会社向けの総合的な監督指針の別冊として位置付け、体系的に整備している。本指針に記載がない項目については、保険会社向けの総合的な監督指針を参照しつつ対応。
- 少額短期保険業者は、取扱保険商品や会社の規模等が多種多様であると予想されるため、監督上の評価項目の全てを一律に求めることなく、特に体制面の着眼点においては、事業者の実情に応じて判断することが必要(機械的・画一的な運用に陥らないように配慮。)

## II. 監督上の評価項目

### ○ 経営管理（ガバナンス） 少額短期保険業者の経営管理の有効性を検証

・少額短期保険業者の特性・規模に応じて、経営管理機能が発揮されているか、各種ヒアリング等により検証

・特定保険業者(※)が保険事業部分を子会社化して設立する場合も想定されるため、主要株主や持株会社等の関与状況にも留意

### ○ 財務の健全性

#### 少額短期保険業者の財務の健全性確保のための管理態勢を検証

・少額短期保険業者に対して、保険会社と同様に、責任準備金等の適切な積立、通常の予測を超えて発生するリスクに対する対応力を示す基準である「ルベソナー・マージン」比率に基づく措置、再保険に関するリスク管理態勢の整備等を規定

#### <少額短期保険業者独自の着眼点>

- ・保険料及び責任準備金の積立等について、事後チェックの確認方法を記載
- ・保険業の継続可能性について、短期商品に配慮した事業継続の確認ポイントを設定
- ・預金・国債等安全資産に限定した運用が求められる点を踏まえた資産運用リスク管理態勢の整備

### ○ 業務の適切性

#### 少額短期保険業者のコンプライアンス態勢等を検証

・保険会社の募集人等と同様、保険業法に基づく適切な保険募集態勢の確立が求められることから、保険契約の募集及び締結時に係る着眼点を規定

#### <少額短期保険募集人独自の着眼点>

- ①連鎖販売取引(いわゆるマルチ販売)による不適切な募集行為の防止
- ②保険金限度額内での募集のための適切な措置

#### <業務運営に関する少額短期保険業者独自の着眼点>

- ①自動更新契約の保険料等の見直しを書面で説明
- ②セーフティネットがないことを書面で説明
- ③保険金限度額等を書面で説明
- ④契約者から以上の説明を了した旨の署名、押印を得るための措置

## III. 事務処理上の留意点

○登録等の監督事務は原則として財務局となるため、財務局への内部委任事項を記載したほか、以下のような少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点を記載

- ・無登録等で保険業を行っている者への対応
- ・少額短期保険業の登録事務
  - ①登録に際しての具体的な手続き、審査に当たっての着眼点(組織体制・人員構成等)
  - ②少額短期保険業者登録簿の取扱い等(公衆の縦覧に供する)
- ・少額短期保険募集人の登録事務
- ・少額短期保険業を開始する前の供託金等の確認方法
- ・オフサイトモニタリングの主な留意点(定期的なヒアリング等の実施)

## IV. 商品審査

少額短期保険業者から保険商品の創設もしくは既存商品の改定に係る届出が行われた場合の審査にあたっての着眼点を記載

- ・商品名称等が保険契約者に誤解されるおそれがないか
- ・普通保険約款の記載事項の明確性・平易性
- ・保障開始日の明確化
- ・保険契約の無効事由等の明確化
- ・免責事由の公平性、合理性
- ・支払い、請求手続き等の適切性
- ・保険計理人の意見書に係る留意点

## V. 経過措置期間の留意点

特定保険業者(※)についての留意点を記載

- ①特定保険業者の届出
- ②特定保険業者に対する保険募集規制・業務モニタリング
- ③特定保険業者に対する監督対応
- ④特定保険業者からの保険契約の移転
- ⑤引受限度額を超える保険の引受け

(※)特定保険業とは、平成18年4月1日に現に特定の者を相手に保険の引受けを行っている者をいう。

## 根拠法のない共済の契約者保護ルールの導入に関する政省令等の概要

平成17年5月2日に公布された「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号。以下「改正法」といいます。）は、①根拠法のない共済への対応に係る改正及び②保険契約者保護制度等の見直しに係る改正、の二つを主たる内容としています<sup>1</sup>。

このうち、①根拠法のない共済への対応に係る改正では、具体的には、

- イ 「保険業」の適用範囲を見直し、いわゆる根拠法のない共済についても、原則として保険業法の規制対象とすること、
  - ロ 一定の事業規模の範囲内という条件の下で、少額かつ短期の保険のみを提供する事業者について、登録制等の新たな規制の枠組み（「少額短期保険業」）を創設すること、
- 等を内容とする改正が行われました。

これを受けて、改正法中、政令、内閣府令等に委任されている事項を規定すべく、保険業法施行令・施行規則等の改正について、その骨子案の公表及びパブリック・コメントの募集を行い<sup>2</sup>、意見募集期間中に同案に対し寄せられたご意見等を踏まえた上で<sup>3</sup>、平成18年3月10日に以下のとおり公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。

- ・「保険業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成18年政令第32号）
- ・「保険業法施行令の一部を改正する政令」（平成18年政令第33号）
- ・「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成18年内閣府令第9号）
- ・「少額短期保険業者供託金規則」（平成18年内閣府・法務省令第1号）
- ・「保険仲立人保証金規則の一部を改正する命令」（平成18年内閣府・法務省令第2号）
- ・「疑わしい取引の届出の方法等に関する命令の一部を改正する命令」（平成18年内閣府・法務省令第3号）
- ・「保険業法第二百七十二条の二十五第二項に規定する区分等を定める命令」（平成18年内閣府・財務省令第1号）
- ・「保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令及び保険業法第三百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令」（平成18年内閣府・財務省令第2号）
- ・「労働金庫法施行規則の一部を改正する命令」（平成18年内閣府・厚生労働省令第1号）
- ・「保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件の一部を改正する件」（平成18年金融庁告示第13号）
- ・「保険業法第二百七十二条の二十八において準用する同法第三百三十条の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を、保険業法施行規則第二百十一条の五十九及び第二百十一条の六十の規定に基づき、少額短期保険業者の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件」（平成18年金融庁告示第14号）
- ・「保険業法施行規則第二百三十四条第二号の規定に基づく生命保険募集人又は保険仲立人と密接な関係を有する者として金融庁長官が定める者等の一部を改正する件」（平成18年金融庁告示第15号）
- ・「保険業法施行規則第二百十一条の四十六の規定に基づく金融庁長官が定める方法及び積立て並びに取崩し等に関する基準」（平成18年金融庁告示第16号）
- ・「保険業法施行規則第二百十一条の五十二において準用する規則第七十三条第一項第二号の規定に基づく支払備金として積み立てる金額」（平成18年金融庁告示第17号）

<sup>1</sup> 改正法の概要については、[【法令解説】保険業法等の一部を改正する法律の概要について](#)（アクセスFSA第30号（2005年5月26日発行））をご覧ください。

<sup>2</sup> [「保険業法施行令・保険業法施行規則等の改正案の骨子（案）の公表について」（平成17年8月12日）](#)  
[「保険業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（案）、保険業法施行令の一部を改正する政令（案）及び保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）等の公表（少額短期保険業関係）」](#)（平成17年12月28日）

<sup>3</sup> [「保険業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（案）、保険業法施行令の一部を改正する政令（案）及び保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）等の公表（少額短期保険業関係）に対するパブリックコメントの結果について」（平成18年3月9日）](#)

- ・「保険業法第二百五十五条の二第一項の規定に基づく契約条件の変更を行う保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために必要な事項として金融庁長官及び財務大臣が定めるものの一部を改正する件」（平成18年金融庁・財務省告示第1号）

主な改正点の概要は以下のとおりです。

#### 1. 「保険業法等の一部を改正する法律」の施行日

改正法の施行日を平成18年4月1日とし、同日より「少額短期保険業」制度がスタートすることとなりました。

#### 2. 「保険業」の定義から除外されるもの

「保険業」の定義から除外されるものとして、地方公共団体が区域内の事業者又はその役員・使用人を相手方として行うもの、一の会社又は連結対象子会社等がその役員・使用人等を相手方として行うもの、一の専修学校・一部の各種学校がその生徒を相手方として行うもの、1,000人以下の者を相手方とするもの等を規定することとしました。ただし、1,000人以下の者を相手方とする場合であっても、密接な関係のある二以上の団体が相手方とする者の総数が1,000人を超えるもの、再保険の引受けを行うもの、一の個人から一年間に収受する保険料の合計額が50万円を超えるもの等は「保険業」の定義に含まれることとしています。

#### 3. 少額短期保険業者が引き受けられる保険の保険期間及び保険金額の上限等

(1) 少額短期保険業者が引き受けられる保険の保険期間について、生命保険・医療保険等は1年、損害保険については2年とし、保険金額の上限については下記のとおりとしました。

- ① 通常の重度障害・死亡 300万円
- ② 疾病・傷害による入院給付金等 80万円
- ③ 傷害による重度障害・死亡 600万円
- ④ 損害保険 1000万円

なお、重度障害で給付を行った場合、死亡による給付は制限される等の各種調整規定を設けています。

(2) 少額短期保険業者が一人の被保険者について複数の保険契約を引き受ける場合は、すべての保険契約に係る保険金額を合算して、総額が1000万円以下、かつ、(1)①～④に掲げる保険の区分に応じたすべての保険金額の合計額がそれぞれの区分に定める金額以下であることとしました。

ただし、(1)④の保険のうち、特に保険事故の発生率が低いと見込まれる個人賠償保険（自動車の運行に係るものを除く。）を含むものがある場合には、別枠で1000万円としています。

(3) 少額短期保険業者は、一の保険契約者に係る被保険者の総数が100人（複数の保険契約の場合は合算）を超える保険の引受けを行ってはならないこととしました。

(4) 経過措置により、施行日から7年間、既存事業者が、超過部分を再保険に出すことによって引受けを行うことができる保険金額の上限は、(1)に掲げる保険の区分に応じ、それぞれ定める金額の5倍（(1)②の保険については3倍）としました。

#### 4. 事業規模制限

少額短期保険業者の事業規模制限の基準を、年間収受保険料（再保険に付した際に再保険会社から収受する手数料を含み、再保険料を控除。）で50億円以下としました。

#### 5. 最低資本金・基金、供託金

少額短期保険業者の最低資本金・基金、業務開始時の供託金の額については、それぞれ1000万円とし、供託金は、保険料収入の増加に応じて段階的に積み増す（正味収受保険料の100分の5）こととしました。

なお、小規模に運営されている既存事業者の円滑な移行を可能とするため、経過措置により、施行後7年間は、小規模な団体（相手方とする者の総数が5000人以下）の最低資本金・基金、供託金

の額を軽減（1000万円→500万円）しています。

## 6. 関連業務の範囲

少額短期保険業者が内閣総理大臣の承認を受けて行うことができる関連業務は、他の少額短期保険業者又は保険会社のために行う保険募集、保険事故の調査、書類の作成等としました。

## 7. 業務運営に関する措置

保険募集に際して、少額短期保険募集人が、更新型の保険については保険料の見直し等を行う場合があること、セーフティネットの対象外であること、引き受けられる保険の保険金額に制限があること等を書面の交付その他適切な方法により説明を行うこと等の措置を、少額短期保険業者が講じなければならないこととしました。

## 8. ディスクロージャーの内容

業務及び財産の状況に関する説明書類について、保険会社並みのディスクロージャーを求めるとし、また、資本金等の額が3億円以上の少額短期保険業者については、外部監査を義務付けることとしました。

## 9. 責任準備金の積立て

責任準備金については、契約者保護の観点から保険会社並みの積立てを求めるとし、少額短期保険業者が引受け可能な保険に対応して計算区分を規定しました。

なお、保険契約を再保険に付した場合は、当該再保険に付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことができることとするほか、既存事業者の積立負担に配慮する観点から、経過措置等により、異常危険準備金の積立基準を緩和しています。

## 10. 支払余力基準

保険会社と同様、保険金等の支払余力の充実の状況を示す比率が200%を下回った場合に、監督上必要な措置を命ずることができる仕組み（早期是正措置）を設けました。

## 11. その他

登録申請の手續、供託の手續、子会社の範囲等の制度の細目等を、内閣府令・告示において定めました。

※ 金融庁ホームページの「一般のみなさんへ」の「保険を契約している方へ」から[「根拠法のない共済についてについて」](#)も参考にご覧ください。

## 【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見概要](#)」のコーナーにアクセスしてください。

**Q： 中央青山監査法人への処分を受けて、提携先が新たに監査法人を設立しようという動きがあるようですが、大臣の御所見をお伺いできますか。**

A： 監査自体は、どういう法人であれ能力を持っていれば、私は良いのではないかと考えていますから、新しい法人を作るということについては、そういう考え方があっても不思議ではないと思っております。

問題は、監査を行うのに必要な職業的、専門的知識を持った人達が集まるのかどうか、また監査という非常に社会的に重要な使命を持った、そのことに関するある種の高い価値観を持っているかどうかということによって決まってくるわけで、入れ物はどのような入れ物でもよいのではないかと考えております。

[【平成18年5月12日（金） 閣議後記者会見】](#)

**Q： 生損保を巡っては、昨年从不払い、パンフレット記載の不備など、色々問題が見つかっております。業界の信頼を揺るがすような事象が次々と見つかることに関して、大臣の御所見をお聞かせください。**

A： 金融庁の守備範囲であるあらゆる業界に対して、それがどこの会社であれ、大きい小さいかを問わず、やはり事実と法令に照らして、望ましくないことがあれば、当然、処分を行っていくというのが従来の金融庁の行政に対する基本的な姿勢でありますし、また、今後もその基本的な姿勢は貫いていく決意でございます。

[【平成18年5月23日（火） 閣議後記者会見】](#)

**Q： 大手行が、各行、決算を発表しています。過去にない非常に良い決算の上に、公的資金を完済することを次々と発表していることについて、御所見をお聞かせください。**

A： 悪い決算より、良い決算の方がよいに決まっていると私は思いますけれども、公的資金の問題もまだ残っておりますし、預金者金利があつた低水準にとどまっているということ、もちろん法人税等はまだ支払えないということで、決算は良くなってきていますけれども、我々にしてみれば、まだ半人前だと思います。

したがって、そういう大手行が、金融本来の目的である金融仲介というものをしっかりやっていただく。それから、独自の判断に基づいて、リスクをとって、日本の経済の資源の適正な配分のために金融の使命を果たしていただきたい、そのように思っております。

【平成18年5月23日（火） 閣議後記者会見】

**Q： 銀行決算の関係で、過去の貸倒引当金の戻り益がかなり巨額に上り、一部では過剰引当だったのではないかという指摘もありますが、その辺の御所見をお願いします。**

A： それぞれの時点で基準に従って引き当ててきたわけですし、過剰引当ということも最初からわかって引き当てたものというものは、と私は思っております。

【平成18年5月23日（火） 閣議後記者会見】

**Q： 日本の投資ファンドが、日本で投資顧問業の廃業届を出してシンガポールに移転することについて、大臣はどのようにお考えですか。**

A： シンガポールに行けば、シンガポールの法律は適用されますし、シンガポールの法律はかなり厳格なものであって、天国のようなところではないと。また、そのグループが、日本で色々な投資活動をやられる場合には、当然のこととして日本の法令が適用される。税法については、シンガポールと日本との間の租税に関する取り決めに従って課税が行われます。

したがって、村上さんが日本に本拠を持とうが、シンガポールに本拠を移そうが、御自身が日本において行う活動については、日本の全ての法令が適用されると、そういう状況ではないかと思っております。

【平成18年5月16日（火） 閣議後記者会見】

## 【お知らせ】

### ○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【大臣に質問!】、【副大臣に質問!】【政務官に質問!】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの[「ご意見箱」](#)にお寄せください。その際、ご意見箱の**件名**の欄には、必ず「大臣に質問」「副大臣に質問」「政務官に質問」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の**内容**をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが**100字以内**に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。

### ○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

## 【4月の主な報道発表等】

- |        |                      |  |
|--------|----------------------|--|
| 1日(土)  | <a href="#">アクセス</a> | ・ 公益通報窓口及び相談窓口の設置  |
| 3日(月)  |                      | ・ 金融庁入庁式   |
| 4日(火)  | <a href="#">アクセス</a> | ・ 預金等受入金融機関の信託業務に係る検査マニュアルの整備  |
| 5日(水)  | <a href="#">アクセス</a> | ・ J Pモルガン・チェース銀行東京支店に対する行政処分   |
|        | <a href="#">アクセス</a> | ・ J Pモルガン信託銀行株式会社に対する行政処分  |
|        | <a href="#">アクセス</a> | ・ 第1回信託検査マニュアルに関する検討会の開催   |
| 7日(金)  | <a href="#">アクセス</a> | ・ 銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令等の官報掲載  |
|        | <a href="#">アクセス</a> | ・ 大量保有報告制度の執行面の強化について  |
|        | <a href="#">アクセス</a> | ・ 株式会社鹿児島銀行に対する行政処分(九州財務局長処分)  |
|        | <a href="#">アクセス</a> | ・ 「金融改革プログラム」の進捗状況の公表  |
|        | <a href="#">アクセス</a> | ・ 「利用者満足度アンケート」の取りまとめ結果の公表   |
|        | <a href="#">アクセス</a> | ・ 第15回貸金業制度等に関する懇談会の開催   |
| 10日(月) | <a href="#">アクセス</a> | ・ 保険施行規則の一部を改正する内閣府令(等)(損害保険会社におけるIBNR備金の積立ルール整備等)に対するパブリック・コメントの結果  |
|        | <a href="#">アクセス</a> | ・ 第3回証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会の開催  |
|        | <a href="#">アクセス</a> | ・ 第2回情報セキュリティに関する検討会の開催  |
|        | <a href="#">アクセス</a> | ・ 第2回信託検査マニュアルに関する検討会の開催   |
| 11日(火) | <a href="#">アクセス</a> | ・ 中小企業金融モニタリングの取りまとめ結果(18年2月実施)  |
|        | <a href="#">アクセス</a> | ・ ホームページの「保険契約者保護」コーナーの改訂  |
| 13日(水) | <a href="#">アクセス</a> | ・ SMBCフレンド証券株式会社に対する行政処分   |
|        | <a href="#">アクセス</a> | ・ 貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)に対するパブリック・コメントの結果  |
| 14日(木) | <a href="#">アクセス</a> | ・ アイフル株式会社に対する行政処分   |
|        | <a href="#">アクセス</a> | ・ 保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正   |
| 17日(月) | <a href="#">アクセス</a> | ・ 担保附社債信託法施行規則の一部改正(案)等に対するパブリック・コメントの結果   |
| 18日(火) | <a href="#">アクセス</a> | ・ 会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令(案)及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づく特例日特定目的会社に関する政令(案)に対するパブリック・コメントの結果 |
|        | <a href="#">アクセス</a> | ・ 第16回貸金業制度等に関する懇談会の開催   |
| 21日(金) | <a href="#">アクセス</a> | ・ 金融庁における業務・システム最適化計画の公表   |
|        | <a href="#">アクセス</a> | ・ 有限会社サンルーミナスに対する行政処分(東海財務局長処分)  |
|        | <a href="#">アクセス</a> | ・ 株式会社アルファオーエムシーに対する行政処分(関東財務局長処分)   |
|        | <a href="#">アクセス</a> | ・ 第17回貸金業制度等に関する懇談会の開催   |

- アクセス

アクセス

  - ・ 貸金業制度等に関する懇談会「座長としての中間整理」の公表
  - ・ 第4回証券取引所のあり方等に関する有識者懇談会の開催
- 25日(火)

アクセス

アクセス

  - ・ 株式会社みずほ銀行に対する行政処分
  - ・ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、企業内容等の開示に関する内閣府令その他の内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)に対するパブリック・コメントの結果

アクセス

  - ・ 第4回証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会の開催
- 26日(水)

アクセス

アクセス

アクセス

アクセス

アクセス

アクセス

  - ・ 会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う保険業法施行規則(案)及び船主相互保険組合法施行規則(案)に対するパブリック・コメントの結果
  - ・ 金融審議会金融分科会 情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループの新しい電子的支払サービスの発展に向けた課題について(座長メモ)の公表
  - ・ 金融行政アドバイザーから寄せられた意見等の公表
  - ・ 新生信託銀行株式会社に対する行政処分
  - ・ コモドアインベストメント株式会社に対する行政処分(関東財務局長処分)
  - ・ イー・キャピタル株式会社に対する行政処分(関東財務局長処分)
  - ・ 第5回金融審議会公認会計士制度部会の開催
- 27日(木)

アクセス

アクセス

アクセス

アクセス

アクセス

アクセス

  - ・ 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況
  - ・ 無尽業法施行細則等の一部改正(案)に対するパブリック・コメントの結果
  - ・ 会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令(案)(預金取扱金融機関関係)に対するパブリック・コメントの結果
  - ・ 株式会社三井住友銀行に対する行政処分
  - ・ AIM証券株式会社に対する行政処分(近畿財務局長処分)
  - ・ MMGアローズ株式会社に対する行政処分(近畿財務局長処分)
- 28日(金)

アクセス

アクセス

アクセス

アクセス

アクセス

アクセス

  - ・ 保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正
  - ・ 信託会社等に関する総合的な監督指針の一部改正
  - ・ 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等の公表
  - ・ 銀行法施行規則第十三条の六の四の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託業者等を定める件(案)等の公表 (パブリック・コメント)
  - ・ 平成16年度政策評価結果の政策への反映状況の公表
  - ・ 日本リテールファンド投資法人に対する行政処分(関東財務局長処分)

※ アクセス マークのある項目につきましては、アクセス から公表された内容にアクセスできます。